# 2023
# ＪＡがよくわかる本

## ディスクロージャー誌
（事業のご案内）

## 秋田やまもと農業協同組合

# は　じ　め　に

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

ＪＡ秋田やまもとは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2023ＪＡがよくわかる本」を作成いたしました。

皆さまが当ＪＡの事業を安心してご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和５年７月　秋田やまもと農業協同組合

（注）本冊子は、農業協同組合法第54条の３に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

# ＪＡのプロフィール

| | | | |
|---|---|---|---|
| ◇設　　立 | 平成11年１月 | ◇組 合 員 数 | 7,259人 |
| ◇本店所在地 | 山本郡三種町鹿渡 | ◇役　員　数 | 18人 |
| ◇出　資　金 | 23億円 | ◇職員数（正・契約） | 111人 |
| ◇総　資　産 | 468億円 | ◇支　店　数 | 1 |
| ◇単体自己資本比率 | 16.18％ | ◇営農（資材）センター数 | 2 |

# 目　　次

ごあいさつ …… 1
1．経営理念 …… 2
2．経営方針 …… 2
3．経営管理体制 …… 4
4．事業の概況（令和４年度） …… 5
5．農業振興活動 …… 10
6．地域貢献情報 …… 10
7．リスク管理の状況 …… 12
8．自己資本の状況 …… 17
9．主な事業の内容 …… 18

【経営資料】
Ⅰ　決算の状況
1．貸借対照表 …… 24
2．損益計算書 …… 25
3．キャッシュ・フロー計算書 …… 26
4．注記表 …… 28
5．剰余金処分計算書 …… 44
6．部門別損益計算書 …… 46
7．財務諸表の正確性等にかかる確認 … 48
8．会計監査人の監査 …… 48

Ⅱ　損益の状況
1．最近の５事業年度の主要な経営指標　49
2．利益総括表 …… 50
3．資金運用収支の内訳 …… 50
4．受取・支払利息の増減額 …… 50

Ⅲ　事業の概況
1．信用事業 …… 51
(1) 貯金に関する指標 …… 51
① 科目別貯金平均残高
② 定期貯金残高
(2) 貸出金等に関する指標 …… 51
① 科目別貸出金平均残高
② 貸出金の金利条件別内訳残高
③ 貸出金の担保別内訳残高
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高
⑤ 貸出金の使途別内訳残高
⑥ 貸出金の業種別残高
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
⑪ 貸出金償却の額
(3) 内国為替取扱実績 …… 55
(4) 有価証券に関する指標 …… 55
① 種類別有価証券平均残高
② 商品有価証券種類別平均残高
③ 有価証券残存期間別残高
(5) 有価証券等の時価情報等 …… 56
① 有価証券の時価情報等
② 金銭の信託の時価情報等

③　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
2．共　済　事　業 …… 58
⑴　長期共済新契約高・長期共済保有高
⑵　医療系共済の共済金額保有高
⑶　介護系その他の共済の共済金額保有高
⑷　年金共済の年金保有高
⑸　短期共済新契約高
3．農業関連・生活その他事業 …… 60
⑴　購買事業取扱実績
①　受託購買品
②　買取購買品
⑵　販売事業取扱実績
①　受託販売品
②　買取販売品
⑶　保管事業取扱実績
⑷　利用事業取扱実績
⑸　農業経営事業取扱実績
⑹　福祉・介護事業取扱実績
4．営農指導事業 …… 62

Ⅳ　経営諸指標
1．利　益　率 …… 63
2．貯貸率・貯証率 …… 63
3．その他経営諸指標 …… 63

Ⅴ　自己資本の充実の状況
1．自己資本の構成に関する事項 …… 64
2．自己資本の充実度に関する事項 …… 66
3．信用リスクに関する事項 …… 68
4．信用リスク削減手法に関する事項 … 72
5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 73
6．証券化エクスポージャーに関する事項 …… 73
7．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 …… 74
8．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 … 75
9．金利リスクに関する事項 …… 76

【役員等の報酬体系】
1．役　員 …… 78
2．職　員　等 …… 79
3．そ　の　他 …… 79

【ＪＡの概要】
1．機　構　図 …… 80
2．役員構成（役員一覧） …… 81
3．会計監査人の名称 …… 81
4．組　合　員　数 …… 81
5．組合員組織の状況 …… 82
6．特定信用事業代理業者の状況 …… 82
7．地　区　一　覧 …… 82
8．沿革・あゆみ …… 82
9．店舗等のご案内 …… 84

法定開示項目掲載ページ一覧 …… 85

# ご　あ　い　さ　つ

この度、第25回通常総代会に於いて役員選任の承認をいただき、終了後の理事会では、代表理事組合長の要職を拝命することになりました。身に余る光栄であるとともに、この重責を痛感しております。課題は山積しておりますが、組合員のご理解とご支援を得ながら、職責を全うしていく所存でありますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が５類相当になったことで行動制限がなくなり、停滞していた経済面も活性化されると言われていますが、農業への効果が現れるには時間がかかると思われます。更にロシアのウクライナ侵攻による肥料価格や燃料の高騰により、生産コストが多くなっている現状を踏まえると、農業を取り巻く環境は依然厳しいものになっております。

このような中、ＪＡ経営については、先の臨時総代会で決議された令和５年度の「経営の方針及びローリング計画」に沿って、経営の健全化を図ってまいりますが、特に意識しなければならない項目として、経営面では「早期警戒制度と自己改革」について、農政対策では「新たな基本法見直し」と「みどりの食料システム戦略」について、地域においては、「労働力不足による生産基盤の弱体化」への対応があります。これらを注視し、必要なことがあれば組合員の皆様のご理解を得ながら対応してまいりたいと思っております。

早期警戒制度では、持続可能な収益性と将来にわたる健全性が求められており、他の事業の利益で赤字を常態的に補填している事業については、縮減を求められています。改善が必要となれば取り組むべき内容を明確にしながら、自己改革工程表の見直しや、ＪＡが置かれている事業環境を整理し、自己改革の継続及び強化を図ります。

それから、政府は、令和６年度に農業基本法の見直しを行う予定であり論議が始まっております。ＪＡとしては、資材高騰で生産コストが増していることから、再生産に配慮した価格形成の実現や、水田活用の直接支払交付金の充実を求めていきます。

また、基本法見直しの指針となる「新たな展開方向」には、環境負荷の軽減を図りながら、持続可能な食料システムを目指すことが掲げられており、みどりの食料システム戦略を意識したものであります。この戦略には、スマート農業に代表されるような、生産現場での技術革新が求められています。2050年までに目指す姿と取組み方向が示されており、スマート農業等の技術革新に関連した学習機会があれば、積極的に参加するとともに、情報の収集に努めてまいります。

そして、労働力不足の一助となるよう開設した無料職業紹介所については、この施設を利用することで労働契約の内容が明確になり、安心して働けることを再度アピールする他、職員については、農業について副業を認めるか検討してまいります。

最後に、ＪＡの経営者は組合員であります。私たち役員は組合員から委任を受けて経営に当っていることから、組合員の思いを実現することが役割だと考えます。そして、組合員の意見は勿論でありますが、地域の皆様に信頼され必要とされるＪＡを目指して、役職員一丸となって事業に取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和５年７月

秋田やまもと農業協同組合
代表理事組合長　竹　内　孝　一

# １．経　営　理　念

私たち「ＪＡ秋田やまもと」は、組合員と地域住民の目線に立ち、魅力ある農業と豊かな地域社会、環境づくりに貢献します。

１．施設機能並びに相談機能を充実し、総合事業性を発揮します。
２．安心・安全な農産物の提供と、地域農業の振興を図ります。
３．「食」と「農」の連携を軸とした地域活性化と食農教育活動を展開します。
４．地域との共生を目指し、ＪＡ運営への参画を促進します。

# ２．経　営　方　針

農業の高齢化・担い手不足が続く中、当ＪＡ管内の高齢化による農業経営体の減少は、担い手への農地集積によって１経営体あたりの耕作面積増加により、生産基盤が維持されてきたが、今後はさらなる労働力不足の深刻化や耕作放棄地の増加により農業生産基盤の弱体化が懸念される。そのため、農地の集約化を推し進め生産性の向上、労働時間の短縮等によるコスト削減を図りながら農業収益の改善を目指していかなければならない。

米穀事業は、少子高齢化による米の需要減少やコロナ禍の影響は当面続くことが想定され、今後の需要動向は依然不透明であり、令和５年産米においても取引先である米卸と情報を共有しながら需要に応じた生産に取り組み、直接販売の有利性を発揮し生産者手取りの向上に努める。

園芸事業は、園芸畜産振興積立金を活用した複合経営の推進による農業所得向上を目指す。また、昨年４月に開設した「無料職業紹介所」を有効に活用し、労働力不足の一助となるよう生産者支援に寄与していく。

経済事業は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰している状況で、農家資材コスト削減のために土壌診断に基づく施肥の見直し提案と大口直行配送、超大型規格の普及拡大に取り組む。石油部門は原油の高騰が続く中、今年度も八森給油所を重点ＳＳに位置づけ、内部コスト削減分を価格へ還元し、新規利用者の獲得に努め収支改善を図る。

金融事業は、日銀の金融緩和継続による低金利政策の長期化や金融システムの変化により、全ての金融機関の収益が減少している。また、ＪＡ金融事業収支は、農林中金の奨励金が減少し、より厳しさが増している。農林中金の新システムは、開発遅延により、令和５年度から段階的に導入されるが、早期に業務の大幅効率化や事業負荷軽減が見込めないと思われるため、ネットバンクアプリの普及拡大による事業管理費の圧縮や各種手数料等の見直しにより収支改善を図る。また、農業経営者の高齢化進展にともなう世代交代期のさまざまなニーズに応えるため、青年部・地域の中心農業者・農業法人・集落営農等の相談業務を重点事業とし、専門家と共に事業継承及び安定した農業経営に注力してサポートする。

共済事業は、組合員の暮らしをサポートする生涯総合保障の確立を目指し、ＪＡの顔であるライフアドバイザー（ＬＡ）が中心となり、女性部等への出前講座を開催し、新しくなった医療共済を基本に組合員一人ひとりの不安や疑問を解消できるよう保障提案を行う。

ＪＡ自己改革は、令和４年度から監督官庁のモニタリングによる指導制度が始まり、ＪＡには「持続

可能な収益性と将来に渡る健全性」の確保が求められている。組合員との徹底した対話を通じ「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」とした基本目標に挑戦し、総合事業と協同活動に継続して取組む。全事業の中長期の収支シミュレーションを踏まえた戦略的な目標利益を設定し、事業の効率化や見直し、遊休不稼働資産の解体処分等により強固な経営基盤を確立し、「不断の自己改革」を実践する。

新型コロナウイルス感染症対策は、緊急事態宣言が解除され、インバウンドも解禁となり、新たな段階に入った。役職員一同、基本的な感染防止対策を継続して、皆様の信頼にお応えできるよう業務に専心し、「地域にとってなくてはならない農協」「おらほの農協」という思いを強く感じていただけるＪＡ運営を目指す。

今年度は、中期３カ年計画の２年目であり、次の重点実施事項を掲げ、具体的取り組み方策を実践していく。

**◇重　点　事　項**

⑴　農業者手取りの向上を目指す「需要に応じた米づくり」の実践
⑵　担い手と多様な農業者への経営支援による生産基盤の強化
⑶　農業生産額・農業所得の増大と農業政策の活用
⑷　園芸作物等の生産振興と販売対策による複合経営の支援
⑸　農業者の所得増大につながるコスト削減への取り組み
⑹　より地域に貢献するＳＳづくり
⑺　農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供
⑻　相談業務を事業の柱とした農業・生活メインバンク機能の強化
⑼　組合員・利用者に「寄り添い」「届け」「繋がっていく」安心と満足の提供
⑽　持続可能な経営基盤の確立・強化へ向けた取組
⑾　ガバナンスの強化・内部統制の向上の取組によるさらなる経営の健全性確保
⑿　役職員の意識改革と改革を担う人材の育成
⒀　組合員参画による組織基盤の拡充とくらしの活動の実践

**◇具体的実施内容**

⑴　**営　農　部**

令和５年度は、令和４年産米から３ヵ年（一部単年更新型）で再締結した米卸との複数年契約の数量確保を確実に履行するため、米卸と情報を共有しながら、米の需給状況を踏まえた５年産米の適正生産に取り組み、直接販売の有利性を活かした「生産者手取りの向上」に努めます。

指導事業は、ウクライナ情勢やコロナ禍による生産資材の高騰や品不足に対応すべく、土壌診断に基づいた肥料農薬の施肥・防除体系の見直しを図り、生産コストの削減に取り組みます。

園芸作物は、今年度も農業者自らが目指す営農ビジョンに対して、園芸畜産振興積立金を活用した複合経営の推進を行います。併せて、園芸畜産振興積立金活用者の巡回強化で課題を共有し、健全経営に向けた指導支援に取り組みます。

また、昨年４月に開設した「無料職業紹介事業」の活性化を図り、担い手の労働力確保に努め、農地の継承、生産基盤の維持に努めていきます。

⑵　**経　済　部**

農業者の所得増大につながる担い手、大口需要に対応できる「大口直行配送方式（メーカー直、

一車単位）、担い手直送規格（超大型規格）」の普及拡大を図り、コスト削減に取り組みます。

また、増産体制に入っている堆肥事業は、農産物の品質向上を図るためにも重要であることから、より多くの農業者へ堆肥を供給し、土づくりによる農業振興拡大に取り組みます。

燃料事業については、重点改革ＳＳの経営改善による経費削減分を価格へ還元し供給量増へ取り組みます。

⑶　信用共済部

管内は、構造的課題の少子高齢化により、組合員や利用者・農業従事者の減少が続いているほか、近年は異常気象による大規模自然災害が多発し、暮らしや農業経営を脅かしている。信用事業は、昨今の低金利政策の長期化による運用益の減少や農林中金の奨励金の減少、新システム段階的導入により事業管理費は更に増加する。共済事業は、共済付加収入の減少化により収益低下となっている。

こうした状況下、信用事業は、個人貯金量の増加・各種手数料の見直し・ＩＴ化による業務効率化を進めるとともに、専門家と共に相談業務を行い、付加価値のある金融機能を提供する。共済事業は、ライフアドバイザー（ＬＡ）による相談活動を充実させ、丁寧な説明、不適切な契約防止・罹災や入院の請求などコンプライアンスを遵守し、組合員の信頼と期待に応えられるよう努め、「安心」と「満足」を提供いたします。

⑷　企画総務・監査部門

管内では、高齢化と人口減少が進んでおり、農業だけではなく、地域の将来が危ぶまれる状況にあります。加えてコロナ禍を契機とした価値観・行動様式の変容、持続可能な社会への対応等、社会環境が大きく変化し、また早期警戒制度により中長期の収支改善が求められています。

こうした中、農家・組合員から必要とされるＪＡとして役割を発揮していくため、時代の潮流をＪＡの組織風土・文化を変える契機と捉え、不断の改革を推し進めながら、持続可能な経営基盤を確立していきます。

# ３．経営管理体制

**◇経営執行体制**

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、推薦会議において推薦された理事候補者について、総代会において無記名投票で選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で同じく選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務を公正かつ効率的に遂行するため、学識経験理事（実務に相当の経験を有するもの）を登用するとともに、組合員各層の意思を適確に反映していくため、青年部理事、女性理事を登用しております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

# ４．事業の概況（令和４年度）

令和４年度の国内外の情勢は、コロナ禍の継続、ウクライナ危機、記録的な円安などの出来事が同時発生し、食料品や電気料金、原油など値上げが国民の生活を直撃し、ＪＡグループには、国産農畜産物を安定的に供給できる持続可能な地域農業の確立や「適正な価格転嫁の実現」「生産性の向上」の構築が求められています。

また、本年度からＪＡに適用された早期警戒制度は、総合事業継続に欠かすことができない要件となり、当ＪＡも11月末の仮決算を基準とした収支改善策について、行政とのヒヤリングが行われました。

こうした中、当ＪＡの財務状況は、自己資本の増強と不良債権処理に取り組んだ結果、自己資本比率は16.18％（前年比0.44％増）、不良債権比率2.71％（前年比0.73％減）となりました。

米の集荷販売については、春先の低温の影響により茎数が平年の７割程度で推移し、８月10日の集中豪雨による冠水被害や線状降水帯の影響等で曇雨天が続き、日照時間が極端に少ない８月となりました。９月に入ってからは一転して晴天が続き、平年より高温・多照で降水量が少なく登熟不良となり、くず米が多く作況指数94の不良、集荷数量は前年産から約42,000俵減少となりました。販売に関しては、米卸との３年の複数年契約を再締結し、全量販売を終了しております。

園芸作物は、新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に緩和されてきているものの、春先の天候不順によって多くの品目で収穫量が減少し、販売計画を下回りました。

園芸畜産振興積立金の今年度の活用状況は、ネギ２件、花卉１件、畜産１件が活用し販売額33百万円の増額を目標に取り組んでいます。

また、原油価格の高騰や円安の影響等に伴い、生産資材の価格が高騰していることや米の不作による減収に伴う当ＪＡ独自緊急支援として、稲作農家の営農継続を支援するため、昨年同様、次年産水稲種子購入費の半額36百万円の支払いを４月末に行いました。

以上の結果、収支状況は、事業利益１億10百万円、経常利益１億73百万円を挙げ、園芸畜産振興積立金による助成８百万円、旧ふれあい課事業所等の事業廃止・北部営農センターの二期連続事業利益赤字による減損損失処理51百万円を行った結果、当期剰余金68百万円、当期未処分剰余金１億47百万円となりましたことは、厳しい事業環境の中、組合員の結集、地域の利用者のご理解とご協力の賜物と、心よりお礼を申し上げます。

令和５年度は中期３ヵ年計画の２ヵ年目であり、総合事業体として後継者等、次世代の状況を点検し、事業承継などの相談・支援を行い「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、役職員一丸となり、全力で取り組む所存であります。

⑴　信 用 事 業

貯金は、41,813,546千円の実績で、計画比195,454千円減（計画対比99.5％，前年比222,861千円増100.5％）の計画未達成となった。

当座性貯金は、年金の歩留まりやコロナ禍での外出制限、高齢化による定期貯金からの流動等により、計画比664,237千円増（計画対比102.8％，前年比733,155千円増103.2％）となったが、定期性貯金は、生活費として当座性貯金への移行や相続贈与等により他行等に流出し、計画比859,691千円減（計画対比95.4％，前年比510,294千円減97.2％）となった。

貸出金は、6,831,675千円の実績で，計画比34,675千円増（計画対比100.5％、前年比29,516千円増100.4％）の計画達成となった。農業資金は、農業近代化資金等への保証料全額助成により、残高を増加させたほか、住宅資金も計画以上となったが、新型コロナウイルス感染症や半導体不

足の影響でマイカーローンが影響を受けた。

不良債権は、回収方針及び回収本部を通した指示により管理され、初期延滞解消や、不良債権の回収に努めた結果、個別引当金は171,339千円となり、前年比19,665千円減（前年対比89.7%,計画比8,498千円減95.3%）の結果となった。

今後も引き続き、債権回収本部を中心とした本支店間及び経済部門との連携により、管理回収に努めていく。

預金残高は、27,555,768千円の実績で、直接販売米代金や年金振込額増加等により前年比19,276千円増（前年対比100.1%）となった。

有価証券は、3,667,041千円の実績で、前年比446,427千円増（前年対比113.9%）となった。農林中央金庫の預金奨励利回りの低下をカバーする為、国債・地方債を６億円購入し、利息配当による信用事業計画における収支確保に努めた。

⑵　共 済 事 業

推進総合目標は、498万200ポイントの目標に対し、487万4,800ポイントの実績で、目標比10万5,400ポイント減（達成率97.8%、前年比91.3%）となり、推進総合目標は未達成となった。

一般職員による情報支援活動（ＬＡ支援）では、139名の情報提供シートにより355,513ポイントのＬＡ支援を図った。ＬＡは、12名中５名の個人目標達成にとどまった。また、全共連秋田県本部による表彰は、優績ＬＡとして２名、部門賞４部門に２名が該当となった。

自賠責共済は、高齢化による廃車等が目立つ中、管理者による共済代理店巡回や協議会の開催などで協力依頼した結果、計画6,195台に対し、6,451台の実績となり、計画比256台増（計画対比104.1%、前年比141台増102.2%）で計画達成した。

自動車共済は、高齢者の免許証返納にともなう廃車等で、既契約の不継続・解約、低廉な掛金の外資系損保への流出により、計画9,925台に対し、9,683台の実績となり、計画比242台減（計画対比97.5%、前年比34台増100.3%）の計画未達成となった。

⑶　営農指導・経営支援事業

令和４年度は、これまでと同様に政府が求める「需要に応じた米づくり」を確実に実践するため、米卸と再締結した複数年契約の数量確保を最重要課題と位置づけ、また、取引先が求める品種への作付誘導にも取り組み、直接販売の有利性を十分に発揮して「農業者所得の向上」に努めた。

しかしながら、４年産米は度重なる天候不順によって、作況指数94の「不良」となり、米集荷実績は計画対比で96.3%（前年比87.2%）、前年から42,446.5俵減になる289,902.5俵の集荷実績で終わった。一方、米価は長引くコロナ禍の需要減退から改善の兆しがみられ３年ぶりの引き上げとなったが、上げ幅は600円に留まり、あきたこまち１等で11,300円の概算金支払いとなった。

経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策は、収量の減少により標準的収入額を下回る可能性があるため、発動に備えて368人を対象に交付申請を行った。また、４年産大豆についても湿害の影響による大幅な収量減、品質低下が見られるため交付申請を行っている。

水稲は、田植え後の低温日照不足による活着の遅れ、初期生育の停滞、さらには６月上旬の日照不足では分げつが抑制された。７月５日時点の調査による茎数は平年の７割ほどとかなり少なくなった。さらに、８月の記録的な大雨、日照不足による登熟不良、９月には一転、高温多照で急激に土壌水分が低下した。結果、未熟粒の増加や登熟歩合の低下につながり、草丈の伸長による倒伏した圃場も一部で見られ、大幅な収量減、１等米比率の低下、屑米の大量発生となった。

大豆は、播種作業当初は好天に恵まれ、発芽揃いも良好で病害虫の発生も無い状況であったが、

８月の大雨で圃場の多くが冠水、停滞水となり湿害の被害を受けた。また、主茎長が短くなり刈取りロスの多発や小粒化が減収の要因となった。さらに、収穫期の長雨で成熟が遅れ、青株が多く発生し適期収穫が困難となり未熟粒やシワ粒が多発し品質低下、落等の大きな原因となった。

⑷ 販 売 事 業

４年産米（主食用米）の集荷数量は天候不順により作況指数94の「不良」となり大幅な収量減、品質低下となった。計画282,215.0俵に対し272,186.0俵（倉庫193,223.5俵、カントリー78,962.5俵）96.4％の集荷実績（前年度317,645.0俵）となった。あわせて１等米比率も76.4％と過去５年間平均（93.5％）を大きく下回った。

概算金は、コロナ禍の需要減退から前向きな経済活動の取り組みで消費に改善が見られたことや作況による秋田県産米の品薄感から主力の「あきたこまち」は11,300円（１等）と昨年より600円値上げとなった。非主食用米（加工用米・備蓄米等）は、備蓄米を落札できたことから非主食用米全体で17,716.5俵の集荷実績（前年度14,704.0俵）となったが、不作による作況調整が発生し最終的に1,068.5俵の減となった。

大豆は、８月の度重なる大雨で多くの圃場が浸水または冠水し、なかには長時間排水できない圃場があり、湿害による水分ストレスで生育が抑制され、収量減少、未熟粒・しわ粒の発生による品質低下が多く見られた。集荷数量は、計画16,500.0俵に対して12,143.0俵（計画比73.5％、前年比60.6％）と計画並びに前年を大きく下回る実績となった。

野菜は、天候不順の影響により総じて減収となった。ネギは今年度も園芸畜産振興積立金を活用した面積拡大を図り３億円の販売額を目指したが、病害虫の大発生により収量品質ともに低下、単価も全国的な作付け拡大で不安定となり208,635千円（計画比101,300千円減、前年比2,402千円増）で終了した。ミニトマトは、高温多湿や日照不足で収量は減少（計画比66.2％）したが、単価には恵まれて97,234千円（計画比39,991千円減、前年比12,090千円減）、キャベツは18,980千円（計画比7,470千円減、前年比9,118千円減）、枝豆は10,261千円（計画比6,788千円減、前年比4,123千円減）となった。一方で、計画を達成できた品目は、メロンが全国的な生産量減少で高単価が維持され38,040千円（計画比15,192千円増、前年比9,126千円増）、みょうがも同様に23,457千円（計画比1,977千円増、前年比21千円増）、そら豆は順調な生育もあり計画を上回る生産量（計画比123.4％）で6,755千円（計画比816千円増、前年比368千円減）となった。野菜全般では、444,874千円（計画比143,675千円減、前年比33,931千円減）と一般野菜が苦戦したことにより結果は厳しいものとなった。

買取品のじゅんさいは、生産者の高齢化や摘み手不足に加え、沼の老朽化や虫害被害が長引いたことで出荷量は前年をさらに下回り、集荷計画40.0ｔに対して実績21.4ｔ（計画比53.5％、前年比63.3％）であった。販売先には国産じゅんさいの希少性を訴え、販売単価の値上げを重ねて要請した。販売実績は35,248千円（計画比13,343千円減、前年比12,559千円減）であった。

花卉は、夏場の栽培縮小で出荷量は減少したが、需要の回復もあり高単価を維持し18,869千円（計画比6,369千円増、前年比3,371千円増）で計画を達成した。

菌床しいたけは、生産者による通年栽培の見直しや生産規模・方法の変更に伴って菌床の取扱数が大幅に減少した。併せて、販売単価の低迷が長引いたことから694,751千円（計画比107,069千円減、前年比79,871千円減）となった。

畜産物の生乳は、夏場の暑熱対策の効果で計画を上回る搾乳量（114.6％）を確保し388,294千円（計画比52,448千円増、前年比23,605千円増）と優秀な結果であった。比内地鶏も、歩留まりと肉付きがよく高単価で推移し57,497千円（計画比10,160千円増、前年比3,004千円増）となっ

た。畜産物全体では、472,479千円（計画比65,575千円増、前年比22,964千円増）と奮闘した。

農畜産物全体では、近年の気象変動に対応する栽培管理の難化や労働力不足等が影響した結果、計画比194,118千円減（89.6％）、前年実績100,840千円減（94.3％）の1,673,078千円の取扱高で終了した。

⑸ 利用事業

カントリーの集荷数量は、作況指数「94」の減収により計画90,000.0俵に対し6,617.5俵減の83,382.5俵（計画比92.6％、前年比86.0％）の実績となった。収支は電気料の高騰が大きく影響して83,643千円（計画比21,126千円減、前年比50,211千円減）と計画並びに前年実績ともに下回った。

堆肥造成収益は、牛糞堆肥の散布利用者の減少により21,470千円（計画比96.4％）、費用は散布利用者の減少に伴い22,054千円（計画比99.0％）、収支では計画比584千円の減となった。育苗収支は、水稲苗の供給枚数が1,817枚増となったことや資材費を一部前年度で計上したことにより計画比2,172千円増となった。トラクター利用収支は、トレンチャー利用者が減少したものの、修理費の減少により計画比295千円増となった。大豆調整収支は、蕎麦・大豆とも８月の連日の大雨で圃場の多くが冠水、停滞水となり湿害の被害を受け、そば取扱数量が計画2,410俵に対し1,678.5俵の69.6％、大豆取扱数量が計画13,276俵に対し10,697俵の80.6％となったものの、運搬費や施設管理費等の削減に努め計画比2,120千円増となった。パックセンター収支は、生産者の規模縮小や栽培方法の変更で菌床数が大幅に減少したことが取扱数量減につながり、計画約7,368千パックに対し、約6,167千パックの83.7％となったことや資材費上昇分（約4,700千円）をＪＡで吸収したことにより計画対比12,862千円減となった。

利用事業収支全体では、計画144,649千円に対し実績83,070千円（計画比31,578千円減、前年比72,611千円減）となった。

⑹ 購買事業

生産資材部門は、肥料価格の値上がりや細越牧場の配合バラ飼料が供給増となったことにより、全体では供給高計画1,439,624千円に対して1,474,499千円（計画比34,875千円増、前年比44,363千円増）の実績となった。収支は肥料の６月期中改定や早取り等をしたことにより手数料が増加し、計画127,486千円に対して実績135,557千円（計画比8,071千円増、前年比10,745千円減「内貸倒損失17,440千円」）となった。また、肥料農薬予約回収実績は、肥料が435,491千円（前年比125.7％）回収率91.5％（目標85％）、農薬が234,403千円（前年比97.4％）回収率87.2％（目標80％）と目標を達成できた。高齢化や労働力不足の手助けとして、農作業の省力化を目的に令和元年から開始した無人ボートによる水稲用除草剤散布については、ドローン購入者や自己散布者等増により令和５年用は前年比50.5ha減の347.5haの申込みとなった。

生活部門は、供給高全体で計画21,735千円に対して実績30,133千円となり計画比8,398千円増、収支では新茶や葬祭推進手数料等の増により計画10,283千円に対して実績が12,779千円となり計画比2,496千円増となった。項目別の供給高は、白蟻駆除の申し込み等があり耐久消費財が2,502千円、生活用品では新茶推進等が順調で実績は27,631千円（計画比5,896千円増、前年比2,192千円減）となった。

農機部門は、全県統一キャンペーン低価格モデル農機共同購入トラクター推進等の取り組みを行ったことや、３年ぶりとなる大展示会や種苗交換会農業機械化ショーの開催、近代化資金及び低金利資金の提案によって、供給計画493,397千円に対して実績579,153千円（計画比85,756千円増、前年比53,909千円減）と計画を上回ることができた。収益では、技術料計画60,500千円に対

して実績53,240千円（計画比7,260千円減、前年比9,791千円減）と達成することが出来なかった。収支は、供給実績が伸びたことにより計画116,245千円に対して実績126,475千円（計画比10,230千円増、前年比11,173千円減）と計画を上回った。

給油所部門は、新型コロナウイルス感染症の影響が回復傾向にあったものの、燃料油全体の価格高騰と自動車等の燃費改善や電気へのエネルギー転換といった需要押し下げ要因を背景に揮発は減少に転じた。軽油は農業用軽油が確保出来たことと法人への現場配送が増えたことで計画以上の実績となった。灯油は春先の気温上昇、暖冬、また価格高騰で計画数量までに至らなかった。収支では手数料の確保とドライブスルー洗車の増加により計画を上回ることが出来た。数量計画12,638kℓに対し実績11,606kℓ（計画比1,032kℓ減、前年比449kℓ減）、供給高計画1,539,328千円に対し実績1,439,587千円（計画比99,741千円減、前年比35,474千円増）、収支計画130,925千円に対し実績132,815千円（計画比1,890千円増、前年比807千円増）となった。

ＬＰガス部門は、施設への入所、引越し、電化へ切り替え等で契約件数が61件減少し、燃転事業で挽回を図ったが、世界的な半導体不足で給湯器の納期遅延等の影響もあり、目標16件に対し７件にとどまった。ガス器具に関しては、コンロの販売が好調で計画以上の実績であった。供給計画115,150千円に対して実績117,547千円（計画比2,397千円増、前年比2,357千円増）、収支では計画50,056千円に対して実績51,370千円（計画比1,314千円増、前年比696千円減）となった。

⑺　福祉・介護事業

福祉・介護事業は、訪問介護事業・居宅介護支援事業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響で介護サービスを自粛する傾向にあったことと、施設の空き状態が続いて入所者が増えたことにより、在宅で介護を受ける利用者が減少した。そのため、事業収益では訪問介護収益が計画18,405千円に対して実績が9,255千円（計画対比9,149千円減、前年対比6,789千円減）と入所や死亡によりヘルパー利用者が減り、収益減となった。また、居宅介護支援収益は、計画9,300千円に対して実績が7,617千円（計画対比1,682千円減、前年対比2,525千円減）となった。収支全体としては、計画14,945千円に対して実績が7,749千円（計画対比7,196千円減、前年対比5,857千円減）と在宅サービスの利用者減やヘルパーの人員不足により、計画・前年度とも下回った。

**◇対処すべき重要な課題**

農家・組合員、地域から必要とされる組織としての役割を果たすため、農業者の所得増大と農業生産の拡大に取り組みます。また、農業者の世代交代による担い手不足、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい変化のなか、自己改革を達成するため、積極的に取り組んでまいります。

⑴　生産者の手取り向上を目指す「需要に応じた米づくり」の確実な実践

令和３年産で終了した米卸との複数年契約の再締結に取り組み、これまで同様に直接販売の強みを活かすため、取引先が求める品種に作付誘導し、出荷契約数量を積み上げ取引先卸の要望に応え、信頼関係をさらに強固なものとして、直接販売の有利性を十分に発揮して農業者の所得向上に努めます。また、米の需給状況を踏まえ、施策を最大限活用した４年産米の適正生産に取り組みます。

⑵　利用事業の業務の見直しによる収支改善

事業総利益で赤字となっている利用事業について、菌床椎茸パック料金及び堆肥料金の見直しと経費削減に努め収支改善を図ります。また、大豆・そば乾燥調製施設の利用助成については、安定的な施設運営のため見直しを実施致します。

⑶　農業メインバンク機能の強化に向けた、利子補給・保証料助成の継続

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」の実現に向け、出向く体制による相談業務を事業の柱とした「農業メインバンク」として、農業資金への利子補給や保証料助成の継続を実施致します。

⑷　健全経営の確立

老朽資産・遊休資産等の利用実績の低下している施設の有効利用、解体・売却等の処分について検討を進めます。

また、場所別損益管理の徹底により、収支均衡が確保されていない場所（施設）の収支改善に努めます。

# 5. 農業振興活動

⑴　地域農業振興支援

①　農業者手取りの向上を目指す「需要に応じた米づくり」の実践

②　日本型直接支払制度への取組支援

③　各種交付金を活用した生産拡大提案

④　農業法人・担い手農家への農業労働力調整事業（無料職業紹介事業）の実践

⑵　担い手経営体の農業経営支援強化

①　生産資材コスト削減に対応する土壌診断に基づく施肥防除体系の見直し

②　担い手農家・集落営農組織・農業法人等に対して、出向く営農経営支援と農業政策の転換に即応

③　家族経営等多様な農業者への経営規模に応じた営農経営支援

④　新規就農者への新規育成事業の活用支援と作付提案

⑤　信用部門と連携による経営スタイルに応じた金融支援と経営支援

⑥　担い手経営体の法人化に向けた取り組みと法人化設立支援

⑦　経営所得安定対策申請事務の代理業務の実施

⑧　「夢ある園芸産地創造事業」等及び園芸畜産振興積立金を活用した経営体への取り組み支援

⑨　営農指導員の育成を目的とした篤農家研修の継続とデジタルを活用した営農指導力の補完

⑩　経験・実績豊富なシニア・ＯＢ人材の営農専門指導員配置に向けた取り組みの継続

⑪　デジタル化のさらなる促進で「情報発信・指導強化・販売促進」の充実を目指す

⑶　農業者青色申告による農業経営の分析

①　色申告による農業所得税・消費税申告支援及びインボイス制度の周知・指導の強化

②　収入保険制度への加入条件である青色申告の普及推進

③　農業経営分析による個別経営改善相談支援

# 6. 地域貢献情報

当ＪＡは八峰町、三種町を事業区域とし農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織で

あり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆様や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当ＪＡは、地域の一員として農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開し、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。併せて、「地域になくてはならない組織」として、地域イベントへの参画・文化活動・福祉活動を通じながら、「安心して暮らしやすい地域社会の実現」に向け、女性部・青年部等の内部組織と連携を図りながら地域の活性化に取り組んでいます。

**⑴　地域からの資金調達の状況**

| | | |
|---|---|---|
| 貯金残高 | ・組合員等 | 31,192,184千円 |
| | ・地方公共団体等 | 2,664,612千円 |
| | ・そ　の　他 | 7,947,171千円 |

**⑵　地域への資金供給の状況**

| | | |
|---|---|---|
| 貸出金残高 | ・組合員等 | 5,686,576千円 |
| | ・地方公共団体等 | 128,924千円 |
| | ・そ　の　他 | 1,016,174千円 |

**⑶　文化的・社会的貢献に関する事項**

①　地域貢献活動の実施

・学校給食への地元農産物の提供に係る支援
・地域の小中学校への交通安全指導、保育園・幼稚園での交通安全教室開催
・地域イベントへの参加及びイベントの企画開催
・環境美化活動
・高齢者福祉活動への取り組み
・ＪＡ共済全県学童野球地区予選大会開催
・組合長杯ミニバスケットボール大会開催
・各種相談会・セミナー（年金・相続・ＪＡバンクアプリ活用等）の開催
・専門家による各種セミナー・相談会（事業継承・法人化・社会保障・節税）の開催
・認知症サポーター養成

②　利用者ネットワーク化への取り組み

・ＪＡまつり開催
・年金友の会グラウンドゴルフ大会開催
・新米まつり開催
・ミニデイサービス助け合い組織の活動
・ご来店感謝デー等開催によるふれあう店舗づくり
・人が動き、集う「場」の提供（コーヒーサロン・子供たちの作品展示等）
・ちゃぐりんを活用した「食と農の学習」支援

③　情報提供活動

・ＪＡ広報誌の発行
・ＪＡホームページを通じた組合員等利用者への情報提供
・マスメディアへのＪＡ情報提供
・地域コミュニティ紙の発行

# ７．リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

⑴　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し金融部門と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

⑵　市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された

方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

⑶　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑸　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対　応して、正確な事務処理を行うため各種事務手続・マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑹　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「電算設備保守防災要領」、「電算システム障害危機管理マニュアル（信用事業編）」を策定しています。

## ◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹

底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

**コンプライアンス体制図（業務機構上の各部署の役割）**

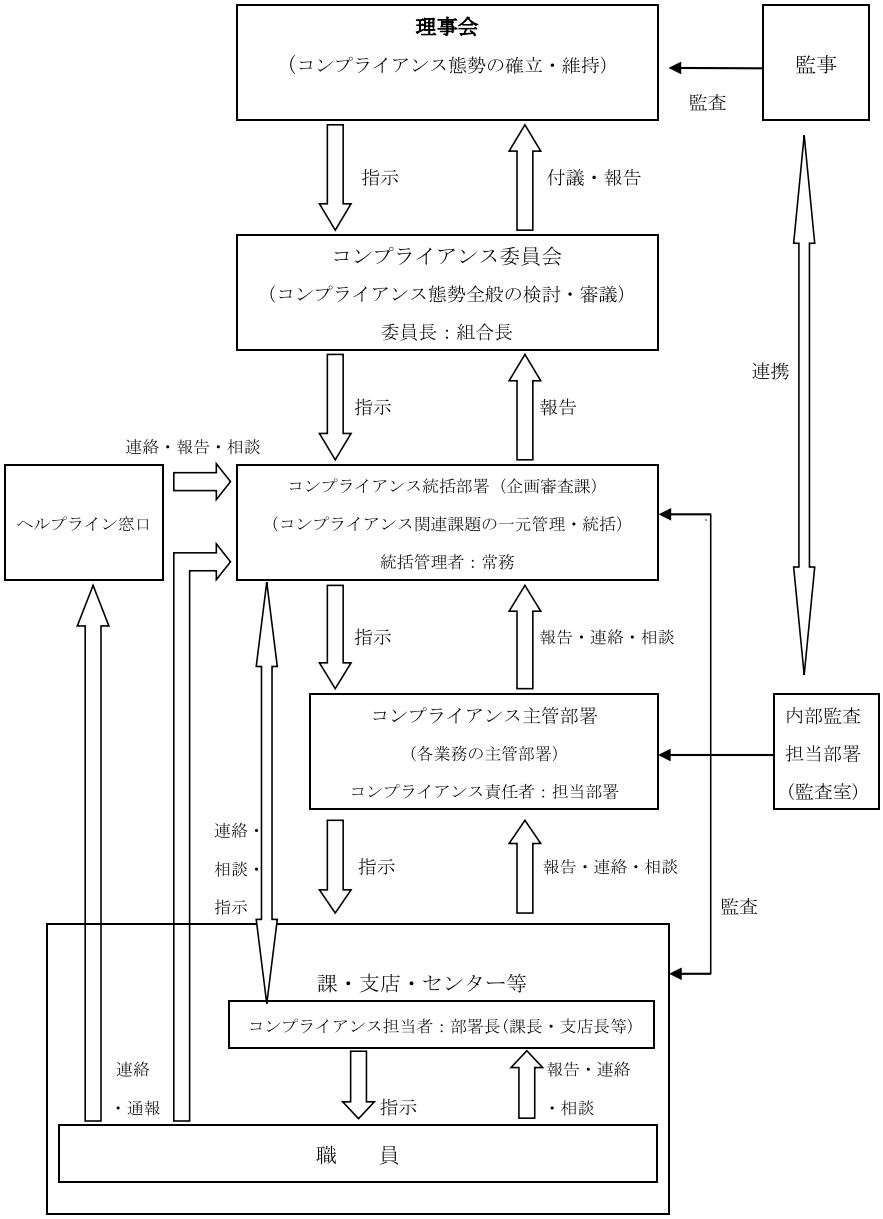

◇金融ＡＤＲ制度への対応

⑴　苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：0185－87－4602（月～金　午前９時～午後５時））

⑵　紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

仙台弁護士会

⑴の窓口または一般社団法人ＪＡバンク相談所（電話：03－6837－1359）にお申し出ください。

・共済事業

（一社）日本共済協会　共済相談所

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

（公財）日弁連交通事故相談センター

https://n-tacc.or.jp/

（公財）交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、⑴の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し速やかに適切な措置を講じています。

◇経営者保証ガイドラインに対する対応

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当ＪＡは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当ＪＡは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努

めてまいります。

⑴　経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

⑵　経営者保証の契約時の対応について

①　農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

②　保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

⑶　既存の保証契約の適切な見直しについて

①　農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

②　事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

⑷　経営者保証を履行する時の対応について

①　経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

# ８．自己資本の状況

**◇自己資本比率の状況**

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年３月末における自己資本比率は、16.18%となりました。

**◇経営の健全性の確保と自己資本の充実**

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

◎　普通出資による資本調達額

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 発　行　主　体 | 秋田やまもと農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 2,333百万円（前年度　2,383百万円） |

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

# ９．主な事業の内容

## (1) 主な事業の内容

**〔信 用 事 業〕**

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

**◇貯 金 業 務**

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

| | |
|---|---|
| 普　通　貯　金 | いつでも出し入れ自由。公共料金等の自動振替に便利です。 |
| 総合口座貯金 | 「受取る」「支払う」「貯める」「借りる」と多機能的な役割をこなします。<br>ご融資の限度額は定期貯金のお預け入れ金額の90％、300万円です。 |
| 貯　蓄　貯　金 | 10万円・30万円・100万円・300万円以上の残高に応じた利率になります。また、基準残高の10万円を下回っても普通貯金と同じ利率となります。個人に限ります。 |
| スーパー定期貯金 | 中・小口の比較的まとまった資金のための貯金です。預け入れ期間は１ヵ月以上10年までとなります。預け入れ金額は300万円未満と300万円以上の二種類があります。 |
| 大口定期貯金 | 1,000万円以上の大口の余裕金運用に最適です。預け入れ期間は１ヵ月以上10年までとなります。 |
| 期日指定定期貯金 | 預け入れは最高３年で300万円未満です。利率は１年ごとの複利で計算いたします。 |
| 定　期　積　金 | 積立期間を定めて、毎月一定日に掛金を払い込んでいただき、満期日にまとまった給付金を受け取っていただく仕組です。 |

**◇貸 出 業 務**

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付や、個人向けローンも取り扱っています。

**ご融資内容（令和５年７月末現在）**

| | |
|---|---|
| ＪＡマイカーローン | 貸付利率　固定、変動（弾力項目あり）1.6%～3.7%<br>貸付金額　1,000万円以内<br>貸付期間　10年以内<br>秋田県農業信用基金協会の保証となります。 |
| ＪＡスマートマイカーローン | 貸付利率　変動（地銀短プラ）（弾力項目あり）2.0%～2.6%<br>貸付金額　1,000万円以内<br>貸付期間　10年以内<br>㈱ジャックスの保証となります。 |
| ＪＡスマート教育ローン | 貸付利率　変動（地銀短プラ）（弾力項目あり）2.1%～2.7%<br>貸付金額　700万円以内<br>貸付期間　16年10か月以内（元金据え置き期間含む）<br>㈱ジャックスの保証となります。 |
| ＪＡ住宅ローン | 固定金利型　4.3%<br>変動金利型　住宅ローンプライムレート　＋0.25%<br>金利選択型　３年の特約期間　1.85%<br>５年の特約期間　2.05%<br>10年の特約期間　2.55%<br>※指標金利の改定に伴い変更<br>○特約期間を選択の都度、手数料を徴する。5,500円<br>○貸付条件　第１順位の抵当権設定<br>秋田県農業信用基金協会または協同住宅ローン㈱の債務保証<br>（保証料率0.10～0.40%）<br>火災共済（保険）に第１順位の質権設定<br>団体信用生命共済に加入（掛け金はＪＡ負担） |
| ＪＡ住宅ローン（全期間金利優遇型） | 変動金利型　住宅ローンプライムレート　－1.675%<br>金利選択型　３年の特約期間<br>５年の特約期間<br>10年の特約期間<br>店頭金利　県内他行金利最低水準の金利<br>優遇金利　県内他行優遇金利の最低水準の金利<br>○特約期間を選択の都度、手数料を徴する。5,500円（初回無料）<br>○貸付条件　第１順位の抵当権設定<br>秋田県農業信用基金協会または協同住宅ローン㈱の債務保証<br>（保証料率0.10～0.40%）<br>火災共済（保険）に第１順位の質権設定<br>団体信用生命共済に加入（掛け金はＪＡ負担） |
| アグリマイティー資金 | アグリエース　固定　近代化資金基準金利＋0.2%<br>変動　３年以内　地銀短プラ＋0.2%<br>７年以内　地銀短プラ＋0.4%<br>10年以内　地銀短プラ＋0.6%<br>アグリネット　固定　近代化資金基準金利＋0.3%<br>アグリエリア　変動　３年以内　地銀短プラ＋0.3%<br>７年以内　地銀短プラ＋0.5%<br>10年以内　地銀短プラ＋0.7%<br>貸付金額　事業費の範囲内で必要と認められる額<br>秋田県農業信用基金協会の債務保証（保証料率0.51%）<br>農業生産に直結する設備資金・運転資金<br>農産物の加工、流通、販売に関する設備資金・運転資金<br>地域の活性化、振興を支援するための設備資金・運転資金 |
| 農業近代化資金 | 貸付利率　固定金利<br>５年間は実質無利息となりますが、毎月改定される「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」に基づく利率となります。<br>現在のご融資利率については、ＪＡ窓口までお問い合わせください。<br>貸付金額　認定農業者以外の方は、事業費の80%以内で次の範囲となります。<br>個人の方……1,800万円以内<br>法人、集落営農組織等……２億円以内<br>貸付期間　15年以内（うち据置期間２～７年以内）<br>※資金使途が農機具等のみの場合は７年以内となります。<br>秋田県農業信用基金協会の債務保証（保証料率0.29%～0.39%） |
| その他資金 | 農業資金・生活資金など使用目的により各種融資を取り扱っております。 |

**◇為 替 業 務**

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び､当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込･送金が安全･確実･迅速にできます。

**◇その他の業務及びサービス**

当ＪＡでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、来店不要でいつでも使えるＪＡネットバンクサービス、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

**◇手数料一覧**

○ＡＴＭ利用手数料（１回につき）　　（手数料には消費税を含んでおります。）

| ＡＴＭの種類 | お取引 | 時間帯 | | 手数料 |
|---|---|---|---|---|
| 県内ＪＡ・ＡＴＭ(注１) | 全てのお取引 | 各ＡＴＭの営業時間<br>（曜日・時間外問わず） | | 無料 |
| 他県ＪＡ・ＡＴＭ(注２) | お引き出し<br>お預け入れ | 各ＡＴＭの営業時間<br>（曜日・時間外問わず） | | 無料 |
| 他金融機関ＡＴＭ(注３)<br>(注４) | お引き出し | 平日 | ８：45～18：00 | 110円 |
| | | | 18：00～21：00 | 220円 |
| | | 土曜日 | ９：00～14：00 | 110円 |
| | | | 14：00～17：00 | 220円 |
| | | 日曜日・祝日 | | 220円 |
| セブン銀行(注３)<br>ローソンＡＴＭ<br>イーネットＡＴＭ | お引き出し | 平日 | ８：45～18：00 | 無料 |
| | | 土曜日 | ９：00～14：00 | 無料 |
| | | 平日・土曜日の時間外・日曜日・祝日 | | 110円 |
| 三菱ＵＦＪ銀行(注３) | お引き出し | 平日 | ８：45～18：00 | 無料 |
| | | 平日の時間外・土曜日・日曜日・祝日 | | 110円 |
| 「秋田あったかネット」加盟金融機関(注３) | お引き出し | 平日 | ８：45～18：00 | 無料 |
| | | 土曜日 | ９：00～14：00 | 無料 |
| | | 平日・土曜日の時間外・日曜日・祝日 | | 110円 |
| ゆうちょ銀行(注２) | お引き出し<br>お預け入れ | 平日 | ８：45～18：00 | 無料 |
| | | 土曜日 | ９：00～14：00 | 無料 |
| | | 平日・土曜日の時間外・日曜日・祝日 | | 110円 |

※ＡＴＭの稼働時間は、設置場所により異なりますのでご注意願います。
※ＡＴＭでの「残高照会」､「両替」は無料です。
（注１）「お振込み」は別途、所定の振込手数料が掛かります。
（注２）「お振込み」､「お振替え」はお取引できません。
（注３）「お預入れ」､「お振込み」､「お振替え」はお取引できません。
※「秋田あったかネット」加盟金融機関
・秋田銀行　・秋田信用金庫　・羽後信用金庫　・秋田県信用組合　・ＪＡバンクあきた
ＪＡバンクのキャッシュカードでは、他加盟４金融機関のＡＴＭでの「お振込み」はご利用できません。
（注４）ご利用の金融機関により、手数料が異なる場合がございます。詳しくはご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。

○内国為替・その他手数料　　（手数料には消費税を含んでおります。）

| 項　目 | 系統金融機関あて | | 他金融機関あて | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 為替手数料<br>振込手数料 | ３万円未満<br>３万円以上 | １件につき　330円<br>１件につき　550円 | 電信扱い<br>文書扱い | ３万円未満<br>３万円以上 | １件につき　660円<br>１件につき　880円 |
| 送金手数料 | １件につき | 440円 | 普通扱い(送金小切手) | １件につき | 660円 |
| | | | 電信扱い | １件につき | 880円 |
| 代金取立手数料(隔地間) | １件につき | 440円 | 普通扱い | １通につき | 660円 |
| | | | 至急扱い | １通につき | 880円 |
| その他諸手数料 | 送金・振込組戻料 | １件につき　1,100円 | | | |
| | 不渡手形返却料 | １通につき　1,100円 | | | |
| | 取立手形組戻料 | １通につき　1,100円 | | | |
| | 取立手形店頭呈示料 | １通につき　660円 | | | |
| | 再発行手数料　通帳、証書 | １件につき　1,100円 | | | |
| | ＩＣキャッシュカード、一体型ＪＡカード | １件につき　1,100円 | | | |
| | 残高証明書発行手数料 | 通常発行１通につき　660円<br>定例発行１通につき　440円 | | | |
| 両替・大量硬貨入出金手数料 | 300枚以下<br>301枚～500枚<br>501枚～1,000枚<br>1,001枚以上 | 無料<br>220円<br>330円<br>660円 | 募金、助け合い運動等にかかるものは無料です。 | | |
| 口座管理手数料 | 国債管理手数料 | １口座につき　110円 | | | |

**〔共 済 事 業〕**

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車など各種共済による生活総合保障を展開しています。

**◇ＪＡ共済の仕組み**

ＪＡ共済は、平成17年４月１日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

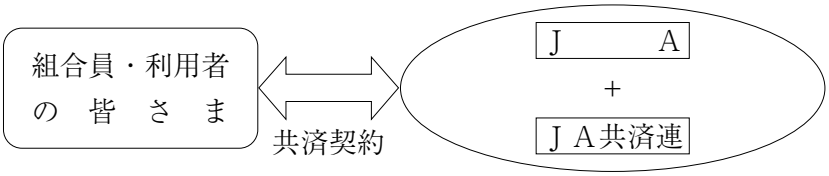


ＪＡ：ＪＡ共済の窓口です。

ＪＡ共済連：ＪＡ共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

◇販 売 事 業

当ＪＡを構成する八峰町並びに三種町では、それぞれの特徴を活かした特産物を生産しています。八峰町の菌床しいたけ、ネギ、みょうが、キャベツ、三種町の特別栽培米、岩川水系米、ミニトマト、ネギ、じゅんさい、メロンなど、このような特産物を中心に四季折々の野菜やお米を生産者から消費者へ、新鮮で美味しい安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。

◇購 買 事 業

農業生産に必要な資材と生活に必要な商品を計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員・利用者の皆様に安くて安全で品質の良い商品を安定的に供給する事業を行っています。

〔営農相談事業〕

◇営農指導相談

組合員の営農経営に関する様々な支援を実践し、地域の「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に寄与しています。また、農業の担い手経営体や多様な農業者、新規就農者等の育成確保を図って、将来に渡り持続可能な地域農業の振興を目指して、取り組んでいます。

〔生活関連事業〕

◇食 農 教 育

管内小中学校食農教育の一環として、農作業体験及び生徒主体の研究グループの活動を積極的に支援しています。また、グランママシスターズによる伝統食文化伝承活動などの組織活動や文化活動を積極的に展開し、地場産農畜産物を通じ地域と食の関わりや結びつきを深め、「食と農、地域とＪＡを結ぶ」取組を行っています。

◇福祉・介護事業

介護ヘルパーを派遣する訪問介護事業・受託事業及びケアマネジャーが相談を受ける居宅介護支援事業等、介護事業の充実を図っています。

◇燃 料 事 業

「住民拠点ＳＳ」に指定された国道沿い３ＳＳ（八森、八竜、琴丘）を主体に、災害時における事業継続対応力を高めるとともに、利用者サービス充実と地域価格の安定化を目指しています。

## ⑵　系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

**◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み**

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

**◇「破綻未然防止システム」の機能**

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、⑴個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、⑵経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、⑶全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022年３月末における残高は1,652億円となっています。

**◇「一体的な事業推進」の実施**

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

**◇貯金保険制度**

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022年３月末現在で4,627億円となっています。

【経営資料】

# Ⅰ　決算の状況

## 1．貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和４年度（令和5年3月31日） | 令和３年度（令和4年3月31日） |
|---|---|---|
| （資産の部） | | |
| 1　信用事業資産 | 38,309,462 | 37,699,365 |
| (1)　現金 | 305,068 | 219,334 |
| (2)　預金 | 27,555,767 | 27,536,491 |
| 系統預金 | 27,555,711 | 27,536,399 |
| 系統外預金 | 56 | 91 |
| (3)　有価証券 | 3,667,040 | 3,220,613 |
| 国債 | 1,324,120 | 879,963 |
| 地方債 | 1,436,150 | 1,399,530 |
| 政府保証債 | 404,060 | 423,030 |
| 社債 | 502,710 | 518,090 |
| (4)　貸出金 | 6,831,674 | 6,802,158 |
| (5)　その他の信用事業資産 | 141,080 | 131,761 |
| 未収収益 | 33,123 | 37,275 |
| その他の資産 | 107,957 | 94,486 |
| (6)　貸倒引当金 | △191,169 | △210,994 |
| 2　共済事業資産 | 227 | 241 |
| (1)　その他の共済事業資産 | 227 | 241 |
| 3　経済事業資産 | 3,017,062 | 3,478,172 |
| (1)　経済事業未収金 | 1,155,212 | 1,152,830 |
| (2)　経済受託債権 | 1,240,763 | 1,822,000 |
| (3)　棚卸資産 | 557,228 | 448,859 |
| 購買品 | 543,402 | 434,107 |
| 販売品 | 3,284 | 2,963 |
| その他の棚卸資産 | 10,542 | 11,789 |
| (4)　その他の経済事業資産 | 124,464 | 132,742 |
| (5)　貸倒引当金 | △　60,607 | △　78,261 |
| 4　雑資産 | 412,372 | 398,228 |
| (1)　雑資産 | 412,493 | 398,553 |
| (2)　貸倒引当金 | △　121 | △　324 |
| 5　固定資産 | 1,878,016 | 2,076,030 |
| (1)　有形固定資産 | 1,876,313 | 2,073,728 |
| 建物 | 3,628,859 | 3,769,420 |
| 機械装置 | 2,332,977 | 2,326,046 |
| 土地 | 384,123 | 413,535 |
| その他の有形固定資産 | 2,247,999 | 2,269,020 |
| 減価償却累計額 | △ 6,717,647 | △ 6,704,294 |
| (2)　無形固定資産 | 1,703 | 2,301 |
| 6　外部出資 | 3,221,326 | 3,227,198 |
| (1)　外部出資 | 3,221,326 | 3,227,198 |
| 系統出資 | 3,041,989 | 3,047,273 |
| 系統外出資 | 169,437 | 170,025 |
| 子会社等出資 | 9,900 | 9,900 |
| 7　繰延税金資産 | 54,743 | 38,400 |
| 資産の部合計 | 46,893,211 | 46,917,637 |

| 科目 | 令和４年度（令和5年3月31日） | 令和３年度（令和4年3月31日） |
|---|---|---|
| （負債の部） | | |
| 1　信用事業負債 | 41,845,113 | 41,626,061 |
| (1)　貯金 | 41,813,545 | 41,590,684 |
| (2)　借入金 | 11,773 | 18,337 |
| (3)　その他の信用事業負債 | 19,794 | 17,038 |
| 未払費用 | 886 | 1,433 |
| その他の負債 | 18,907 | 15,605 |
| 2　共済事業負債 | 221,627 | 246,870 |
| (1)　共済資金 | 132,211 | 154,439 |
| (2)　未経過共済付加収入 | 89,416 | 92,328 |
| (3)　その他の共済事業負債 | － | 102 |
| 3　経済事業負債 | 643,173 | 707,425 |
| (1)　経済事業未払金 | 346,051 | 323,308 |
| (2)　経済受託債務 | 263,661 | 348,659 |
| (3)　その他の経済事業負債 | 33,459 | 35,457 |
| 4　雑負債 | 230,042 | 231,881 |
| (1)　未払法人税等 | 19,421 | 40,147 |
| (2)　その他の負債 | 210,621 | 191,733 |
| 5　諸引当金 | 105,398 | 96,121 |
| (1)　退職給付引当金 | 74,979 | 69,345 |
| (2)　役員退職慰労引当金 | 30,419 | 26,776 |
| 負債の部合計 | 43,045,355 | 42,908,360 |
| （純資産の部） | | |
| 1　組合員資本 | 3,992,470 | 4,005,929 |
| (1)　出資金 | 2,333,870 | 2,383,500 |
| (2)　利益剰余金 | 1,709,520 | 1,671,364 |
| 利益準備金 | 889,000 | 859,000 |
| その他利益剰余金 | 820,520 | 812,364 |
| 米販売対策積立金 | 220,000 | 180,000 |
| 園芸畜産振興積立金 | 52,837 | 60,917 |
| 施設管理積立金 | 250,000 | 200,000 |
| リスク管理積立金 | 150,000 | 150,000 |
| 当期未処分剰余金 | 147,683 | 221,446 |
| （うち当期剰余金） | 68,005 | 129,918 |
| (3)　処分未済持分 | △　50,920 | △　48,935 |
| 2　評価・換算差額等 | △　144,615 | 3,347 |
| (1)　その他有価証券評価差額金 | △　144,615 | 3,347 |
| 純資産の部合計 | 3,847,855 | 4,009,277 |
| 負債及び純資産の部合計 | 46,893,211 | 46,917,637 |

## 2. 損益計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和４年度（自令和４年４月１日 至令和５年３月31日） | 令和３年度（自令和３年４月１日 至令和４年３月31日） |
|---|---|---|
| 1 事業総利益 | 1,264,241 | 1,339,177 |
| 事業収益 | 4,711,998 | 4,865,345 |
| 事業費用 | 3,447,756 | 3,526,167 |
| (1) 信用事業収益 | 307,506 | 325,590 |
| 資金運用収益 | 284,406 | 305,247 |
| (うち預金利息) | 125,511 | 142,536 |
| (うち有価証券利息) | 25,444 | 19,005 |
| (うち貸出金利息) | 119,556 | 122,099 |
| (うちその他受入利息) | 13,893 | 21,605 |
| 役務取引等収益 | 9,061 | 9,235 |
| その他経常収益 | 14,039 | 11,107 |
| (2) 信用事業費用 | 55,878 | 81,309 |
| 資金調達費用 | 2,217 | 3,266 |
| (うち貯金利息) | 2,030 | 2,842 |
| (うち給付補填備金繰入) | 13 | 178 |
| (うち借入金利息) | 173 | 245 |
| 役務取引等費用 | 5,109 | 5,392 |
| その他経常費用 | 48,551 | 72,650 |
| (うち貸倒引当金戻入額) | △ 19,825 | △ 868 |
| 信用事業総利益 | 251,627 | 244,281 |
| (3) 共済事業収益 | 337,840 | 360,219 |
| 共済付加収入 | 314,953 | 333,892 |
| その他の収益 | 22,886 | 26,326 |
| (4) 共済事業費用 | 42,727 | 45,116 |
| 共済推進費 | 19,752 | 22,442 |
| 共済保全費 | 7,283 | 7,697 |
| その他の費用 | 15,691 | 14,976 |
| 共済事業総利益 | 295,113 | 315,102 |
| (5) 購買事業収益 | 3,385,699 | 3,420,088 |
| 購買品供給高 | 3,218,604 | 3,248,280 |
| 購買手数料 | 76,905 | 77,114 |
| 修理サービス料 | 69,824 | 79,049 |
| その他の収益 | 20,364 | 15,644 |
| (6) 購買事業費用 | 2,910,711 | 2,946,582 |
| 購買品供給原価 | 2,711,810 | 2,737,754 |
| 購買品供給費 | 179,736 | 186,761 |
| 修理サービス費 | 7,549 | 8,546 |
| その他の費用 | 11,615 | 13,518 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | 1,851 | 3,268 |
| 購買事業総利益 | 474,987 | 473,506 |
| (7) 販売事業収益 | 257,038 | 235,580 |
| 販売品販売高 | 35,248 | 47,806 |
| 販売手数料 | 130,530 | 110,548 |
| その他の収益 | 91,259 | 77,224 |
| (8) 販売事業費用 | 51,418 | 72,391 |
| 販売品販売原価 | 16,840 | 27,588 |
| 販売費 | 31,432 | 40,050 |
| その他の費用 | 3,145 | 4,752 |
| (うち貸倒引当金戻入額) | △ 1,667 | △ 751 |
| 販売事業総利益 | 205,619 | 163,188 |
| (9) 保管事業収益 | 85,362 | 98,779 |
| (10) 保管事業費用 | 51,534 | 42,778 |
| 保管事業総利益 | 33,827 | 56,000 |
| (11) 加工事業費用 | － | △ 7 |
| 加工事業総利益 | － | 7 |
| (12) 利用事業収益 | 399,255 | 487,138 |
| (13) 利用事業費用 | 316,214 | 331,605 |
| 利用事業総利益 | 83,040 | 155,533 |
| (14) 農業経営事業収益 | 209 | 8,426 |
| (15) 農業経営事業費用 | 602 | 8,271 |
| 農業経営事業総利益 | △ 392 | 155 |
| (16) 福祉・介護事業収益 | 19,511 | 34,069 |
| (17) 福祉・介護事業費用 | 11,761 | 20,462 |
| 福祉･介護事業総利益 | 7,749 | 13,607 |
| (18) 指導事業収入 | 10,765 | 9,812 |
| (19) 指導事業支出 | 98,096 | 92,018 |
| 指導事業収支差額 | △ 87,331 | △ 82,205 |
| 2 事業管理費 | 1,154,092 | 1,199,937 |
| (1) 人件費 | 685,433 | 714,293 |
| (2) 業務費 | 110,132 | 103,723 |
| (3) 諸税負担金 | 47,665 | 58,098 |
| (4) 施設費 | 304,496 | 316,707 |
| (5) その他事業管理費 | 6,365 | 7,113 |
| 事業利益 | 110,149 | 139,240 |
| 3 事業外収益 | 65,843 | 78,291 |
| (1) 受取雑利息 | 1,360 | 1,353 |
| (2) 受取出資配当金 | 50,298 | 50,293 |
| (3) 賃貸料 | 1,786 | 2,636 |
| (4) 償却債権取立益 | 600 | 810 |
| (5) 貸倒引当金戻入益 | 203 | － |
| (6) 雑収入 | 11,593 | 23,198 |
| 4 事業外費用 | 2,364 | 2,268 |
| (1) 寄付金 | 1,021 | 383 |
| (2) 貸倒引当金繰入額 | － | 260 |
| (3) 雑損失 | 1,343 | 1,625 |
| 経常利益 | 173,628 | 215,263 |
| 5 特別利益 | 5,401 | 184,279 |
| (1) 固定資産処分益 | 999 | 1,760 |
| (2) 一般補助金 | 4,401 | 182,518 |
| 6 特別損失 | 96,422 | 219,676 |
| (1) 固定資産処分損 | 40,376 | 17,916 |
| (2) 固定資産圧縮損 | 4,401 | 182,033 |
| (3) 減損損失 | 51,644 | 19,726 |
| 税引前当期利益 | 82,606 | 179,865 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 29,692 | 50,417 |
| 法人税等調整額 | △ 15,091 | △ 470 |
| 法人税等合計 | 14,601 | 49,947 |
| 当期剰余金 | 68,005 | 129,918 |
| 当期首繰越剰余金 | 71,597 | 83,696 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | － | △ 1,286 |
| 遡及処理後当期首繰越剰余金 | － | 82,409 |
| 園芸畜産振興積立金取崩額 | 8,080 | 9,118 |
| 当期未処分剰余金 | 147,683 | 221,446 |

## ３．キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和４年度<br>自 令和４年４月１日<br>至 令和５年３月31日 | 令和３年度<br>自 令和３年４月１日<br>至 令和４年３月31日 |
|---|---|---|
| １　事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期利益 | 82,606 | 179,865 |
| 減価償却費 | 209,434 | 228,382 |
| 減損損失 | 51,644 | 39,797 |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | △ 37,683 | 2,080 |
| 退職給付引当金の増減額（△は減少） | 5,633 | 2,917 |
| 役員退職慰労金引当金の増減額（△は減少） | 3,642 | 4,325 |
| 外部出資等損失引当金の増減額（△は減少） | － | △ 592 |
| 信用事業資金運用収益 | △ 270,334 | △ 283,615 |
| 信用事業資金調達費用 | 2,217 | 3,266 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | △ 51,659 | △ 51,646 |
| 有価証券関係損益（△は益） | △ 178 | △ 26 |
| 固定資産売却損益（△は益） | 39,377 | 16,155 |
| 固定資産圧縮損 | 4,401 | 170,026 |
| （信用事業活動による資産及び負債の増減） | | |
| 貸出金の純増（△）減 | △ 29,516 | 99,276 |
| 預金の純増（△）減 | 200,000 | △ 600,000 |
| 貯金の純増減（△） | 222,860 | 235,901 |
| 信用事業借入金の純増減（△） | △ 6,563 | △ 7,946 |
| その他の信用事業資産の純増減（△） | △ 13,470 | △ 87,960 |
| その他の信用事業負債の純増減（△） | 3,513 | △ 40,501 |
| （共済事業活動による資産及び負債の増減） | | |
| 共済資金の純増減（△） | △ 22,228 | 28,084 |
| 未経過共済付加収入の純増減（△） | △ 2,912 | △ 6,514 |
| 保険代理店の純増減（△） | △ 102 | 2 |
| （経済事業活動による資産及び負債の増減） | | |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減 | △ 2,381 | △ 112,520 |
| 経済受託債権の純増（△）減 | 581,237 | 239,532 |
| 棚卸資産の純増（△）減 | △ 108,368 | 20,135 |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減（△） | 22,743 | 13,668 |
| 経済受託債務の純増減（△） | △ 84,997 | 66,218 |
| その他の経済事業資産の純増減（△） | 8,277 | 36,043 |
| （その他の資産及び負債の増減） | | |
| その他の資産の純増減（△） | △ 13,940 | 17,471 |
| その他の負債の純増減（△） | △ 33,520 | 4,175 |
| 信用事業資金運用による収入 | 274,487 | 282,698 |
| 信用事業資金調達による支出 | △ 2,976 | △ 4,493 |
| 共済貸付金利息による収入 | 13 | 19 |
| 小計 | 1,031,258 | 494,226 |

| 科　　目 | 令和４年度<br>（自 令和４年４月１日<br>至 令和５年３月31日） | 令和３年度<br>（自 令和３年４月１日<br>至 令和４年３月31日） |
|---|---|---|
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 51,659 | 51,646 |
| 法人税等の支払額 | △ 50,418 | △ 40,451 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | 1,032,499 | 505,422 |
| 2　投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △ 595,463 | △ 698,573 |
| 有価証券の償還による収入 | － | 100,000 |
| 補助金の受入れによる収入 | 4,401 | 170,026 |
| 固定資産の取得による支出 | △ 104,975 | △ 415,749 |
| 固定資産の除却による支出 | 6,270 | △ 18,182 |
| 外部出資による支出 | － | △ 280 |
| 外部出資の売却等による収入 | 5,872 | 1,030 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 696,435 | △ 861,729 |
| 3　財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 出資の増額による支出 | 137,625 | 146,525 |
| 出資の払戻しによる支出 | △ 170,350 | △ 179,165 |
| 持分の取得による支出 | △ 17,415 | △ 56,195 |
| 持分の譲渡による収入 | 48,935 | 82,305 |
| 出資配当金の支払額 | △ 29,848 | △ 30,177 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 31,053 | △ 36,707 |
| 4　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額） | 305,009 | △ 393,014 |
| 5　現金及び現金同等物の期首残高 | 1,505,826 | 1,900,608 |
| 6　現金及び現金同等物の期末残高 | 1,810,836 | 1,507,593 |

# 4．注　記　表

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
|---|---|
| **Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記**<br>1．次に掲げるものの評価基準及び評価方法<br>(1)　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法<br>①　満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）<br>②　関連会社株式……移動平均法による原価法<br>③　その他有価証券<br>ア）時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>イ）市場価格のない株式等……移動平均法による原価法<br>(2)　棚卸資産の評価基準及び評価方法<br>①　購買品（肥料、農薬等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>②　購買品（農機製品）…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>③　購買品（農機部品、生活品等）……売価還元法による低価法<br>④　販　売　品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>⑤　その他の棚卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>2．固定資産の減価償却の方法<br>(1)　有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>(2)　無形固定資産<br>定額法<br>3．引当金の計上基準<br>(1)　貸倒引当金<br>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。 | **Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記**<br>1．次に掲げるものの評価基準及び評価方法<br>(1)　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法<br>①　満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）<br>②　関連会社株式……移動平均法による原価法<br>③　その他有価証券<br>ア）時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>イ）市場価格のない株式等……移動平均法による原価法<br>(2)　棚卸資産の評価基準及び評価方法<br>①　購買品（肥料、農薬等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>②　購買品（農機製品）…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>③　購買品（農機部品、生活品等）……売価還元法による低価法<br>④　販　売　品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>⑤　その他の棚卸資産……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>2．固定資産の減価償却の方法<br>(1)　有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>(2)　無形固定資産<br>定額法を採用しています。<br>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。<br>3．引当金の計上基準<br>(1)　貸倒引当金<br>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。 |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。<br>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。なお、債権残高が5,000千円未満の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。<br>上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。<br>すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。<br>⑵　退職給付引当金<br>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。<br>⑶　役員退職慰労引当金<br>役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。<br>４．収益及び費用の計上基準<br>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。<br>①　購 買 事 業<br>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共 | 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。<br>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。なお、債権残高が5,000千円未満の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。<br>上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。<br>すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。<br>⑵　退職給付引当金<br>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。<br>⑶　役員退職慰労引当金<br>役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。<br>４．収益及び費用の計上基準<br>当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日。以下「適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。<br>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。<br>①　購 買 事 業<br>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共 |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| 同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。<br>② 販 売 事 業<br>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。<br>③ 保 管 事 業<br>組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。<br>④ 利 用 事 業<br>カントリーエレベーター・育苗センター・パックセンター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。<br>⑤ 福祉・介護事業<br>要介護者を対象にした訪問介護・居宅介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。<br>⑥ 指 導 事 業<br>組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。<br>5．消費税及び地方消費税の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。<br>6．記載金額の端数処理等<br>記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 | 同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。<br>② 販 売 事 業<br>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。<br>③ 保 管 事 業<br>組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。<br>④ 利 用 事 業<br>カントリーエレベーター・育苗センター・パックセンター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。<br>⑤ 福祉・介護事業<br>要介護者を対象にした訪問介護・居宅介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。<br>⑥ 指 導 事 業<br>組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。<br>5．消費税及び地方消費税の会計処理<br>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。<br>6．記載金額の端数処理等<br>記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| 7．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項<br>⑴　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法<br>当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。<br>ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。<br>⑵　米共同計算<br>当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。<br>共同計算については、販売を組合が行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会秋田県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」によっております。<br>米共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。<br>また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しております。<br>これらの経済受託債権および経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行った時点や、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務を相殺・減少する会計処理を行っております。<br>⑶　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示<br>購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、総額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 | 7．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項<br>⑴　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法<br>当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。<br>ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。<br>⑵　米共同計算<br>当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。<br>共同計算については、販売を組合が行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会秋田県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」によっております。<br>米共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。<br>また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しております。<br>これらの経済受託債権および経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行った時点や、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務を相殺・減少する会計処理を行っております。<br>⑶　当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示<br>購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、総額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。 |
| **Ⅱ　会計方針の変更に関する注記** | **Ⅱ　会計方針の変更に関する注記**<br>1．収益認識に関する会計基準の適用<br>当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。<br>収益認識会計基準等の適用による主な変更点は次 |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| | のとおりです。<br>①　代理人取引に係る収益認識<br>　財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引について、従来は利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。<br>②　購買事業における支払奨励金の会計処理<br>　購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は購買事業費用として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。<br>③　返品権付取引に係る収益認識<br>　購買事業において、返品されると見込まれる購買品の収益および供給原価相当額を除いた額を収益および供給原価として認識する方法に変更しております。<br>④　全農委託米の米穀共同計算の収益認識<br>　販売事業の全農委託米の米穀共同計算において、従来は当組合の倉庫から出荷した時点で収益を認識しておりましたが、県域全体での販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。<br>⑤　ＬＰガスに関する収益認識<br>　購買事業におけるＬＰガスの供給に関して、従来は毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識しておりましたが、決算月においては検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって収益を認識する方法に変更しております。<br>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は、1,286千円減少しております。また、当事業年度の事業収益が296,908千円、事業費用が303,094千円それぞれ減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が6,185千円それぞれ増加しております。 |
| 1．時価の算定に関する会計基準の適用<br>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。 | 2．時価の算定に関する会計基準の適用<br>当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。 |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| **Ⅲ　会計上の見積りに関する注記**<br>1．繰延税金資産の回収可能性<br>⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額<br>58,568千円（繰延税金負債との相殺前）<br>⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報<br>繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。<br>翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和５年３月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。<br>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。<br>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。<br>2．固定資産の減損<br>⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額<br>51,644千円<br>⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報<br>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。<br>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。<br>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和５年３月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。<br>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。<br>3．貸倒引当金<br>⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額<br>貸倒引当金　251,897千円 | **Ⅲ　会計上の見積りに関する注記**<br>1．繰延税金資産の回収可能性<br>⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額<br>44,113千円（繰延税金負債との相殺前）<br>⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報<br>繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。<br>翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和４年３月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。<br>しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。<br>また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。<br>2．固定資産の減損<br>⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額<br>19,726千円<br>⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報<br>資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。<br>減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。<br>固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和４年３月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。<br>これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。<br>3．貸倒引当金<br>⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額<br>貸倒引当金　289,581千円 |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| ⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報<br>①　算定方法<br>「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3．引当金の計上基準」の「⑴貸倒引当金」に記載しております。<br>②　主要な仮定<br>主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。<br>③　翌事業年度に係る計算書類に与える影響<br>個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 | ⑵　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報<br>①　算定方法<br>「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3．引当金の計上基準」の「⑴貸倒引当金」に記載しております。<br>②　主要な仮定<br>主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。<br>③　翌事業年度に係る計算書類に与える影響<br>個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 |
| **Ⅳ　貸借対照表に関する注記**<br>1．有形固定資産に係る圧縮記帳額<br>国庫補助金、工事負担金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,892,839千円であり、その内訳は、次のとおりです。<br>建　　物　560,829千円<br>構 築 物　295,809千円<br>機械装置　989,483千円<br>車両運搬具　12,287千円<br>工具器具備品　27,077千円<br>土　　地　7,351千円<br>2．担保に供している資産<br>定期預金900,000千円を為替決済の担保に供しています。<br>3．子会社等に対する金銭債権・債務<br>子会社等に対する金銭債権の総額　91,201千円<br>子会社等に対する金銭債務の総額　129,533千円<br>4．役員との間の取引による役員に対する金銭債権<br>理事及び監事に対する金銭債権の総額<br>97,515千円<br>5．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ⑵(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額<br>債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は159,061千円、危険債権額は26,416千円です。<br>なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。<br>また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。<br>債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件 | **Ⅳ　貸借対照表に関する注記**<br>1．有形固定資産に係る圧縮記帳額<br>国庫補助金、工事負担金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,889,705千円であり、その内訳は、次のとおりです。<br>建　　物　560,829千円<br>構 築 物　295,809千円<br>機械装置　987,589千円<br>車両運搬具　12,412千円<br>工具器具備品　25,712千円<br>土　　地　7,351千円<br>2．担保に供している資産<br>定期預金900,000千円を為替決済の担保に供しています。<br>3．子会社等に対する金銭債権・債務<br>子会社等に対する金銭債権の総額　98,259千円<br>子会社等に対する金銭債務の総額　103,369千円<br>4．役員との間の取引による役員に対する金銭債権<br>理事及び監事に対する金銭債権の総額<br>96,596千円<br>5．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ⑵(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額<br>債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は193,037千円、危険債権額は41,045千円です。<br>なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。<br>また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。<br>債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件 |

## 令　和　4　年　度

緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は185,477千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### Ⅴ　損益計算書に関する注記

1．子会社等との取引高の総額

⑴　子会社等との取引による収益総額　2,248千円
　　うち事業取引高　2,248千円

⑵　子会社等との取引による費用総額　1千円
　　うち事業取引高　1千円

2．減損損失に関する注記

⑴　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については店舗ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店（企画総務部・監査室）については独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

農業関連施設（ＣＥ・パックセンター）については組合の事業利用促進により他の資産グループのキャッシュ・フロー生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

福祉介護事業所は管内の地域住民を対象としており、組合員の営農の一助（家族の介護）としても事業展開し、組合全体のキャッシュ・フロー生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

| 場　所 | 用　途 | 種　類 | その他 |
|---|---|---|---|
| 上岩川小又口 | 遊休資産 | 土　地 | 業務外固定資産 |
| 浜田トラクター格納庫跡地 | 遊休資産 | 土　地 | 業務外固定資産 |
| 琴丘２号倉庫 | 遊休資産 | 建物、土地 | 業務廃止 |
| 味噌保管庫 | 遊休資産 | 建物、土地 | 業務廃止 |
| 旧ふれあい課事務所他 | 遊休資産 | 建物、土地 | 業務廃止 |
| 北部営農センター | 営業用店舗 | 建物、機械装置、車両運搬具、構築物、土地 | 事業利益継続マイナス |

## 令　和　3　年　度

緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は234,083千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### Ⅴ　損益計算書に関する注記

1．子会社等との取引高の総額

⑴　子会社等との取引による収益総額　2,195千円
　　うち事業取引高　2,195千円

⑵　子会社等との取引による費用総額　1千円
　　うち事業取引高　1千円

2．減損損失に関する注記

⑴　資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については店舗ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店（企画総務部・監査室）については独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

農業関連施設（ＣＥ・パックセンター）については組合の事業利用促進により他の資産グループのキャッシュ・フロー生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

福祉介護事業所は管内の地域住民を対象としており、組合員の営農の一助（家族の介護）としても事業展開し、組合全体のキャッシュ・フロー生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

| 場　所 | 用　途 | 種　類 | その他 |
|---|---|---|---|
| 上岩川小又口 | 遊休資産 | 土　地 | 業務外固定資産 |
| 浜田トラクター格納庫跡地 | 遊休資産 | 土　地 | 業務外固定資産 |
| 芦崎資材倉庫 | 遊休資産 | 建物、土地、構築物、機械装置 | 業務廃止 |
| 山本支店食材センター他 | 遊休資産 | 土地、建物 | 業務廃止 |
| 八森給油所 | 営業用店舗 | 建　物 | 事業利益継続マイナス |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| ⑵　減損損失の認識に至った経緯<br>上岩川小又口、浜田トラクター格納庫跡地については固定資産評価額が下落したため、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。<br>琴丘２号倉庫、味噌保管庫、旧ふれあい課事務所他については、業務を廃止したことから、遊休資産として処分可能額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。<br>北部営農センターについては二期間連続事業利益が赤字であり、短期的に業績の改善が見込めないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失と認識しました。 | ⑵　減損損失の認識に至った経緯<br>上岩川小又口、浜田トラクター格納庫跡地については固定資産評価額が下落したため、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。<br>芦崎資材倉庫については、業務を廃止したことから、遊休資産として処分可能額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。<br>山本支店食材センター他については、業務を廃止したことから、遊休資産として処分可能額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。<br>八森給油所については二期間連続事業利益が赤字であり、短期的に業績の改善が見込めないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失と認識しました。 |
| ⑶　減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳<br>上岩川小又口　16千円（土地　16千円）<br>浜田トラクター格納庫跡地<br>28千円（土地　28千円）<br>琴丘２号倉庫　988千円<br>（建物　949千円、土地　39千円）<br>味噌保管庫　2,675千円<br>（建物　2,654千円、土地　21千円）<br>旧ふれあい課事務所他<br>5,485千円<br>（建物　2,782千円、土地　2,702千円）<br>北部営農センター<br>42,450千円<br>（建物 12,006千円、機械装置 1,506千円、車両運搬具 989千円、構築物 7,224千円、土地 20,723千円）<br>合　計　51,644千円<br>建　物　18,392千円<br>機械装置　1,506千円<br>車両運搬具　989千円<br>構築物　7,224千円<br>土　地　23,531千円 | ⑶　減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳<br>上岩川小又口　13千円（土地　13千円）<br>浜田トラクター格納庫跡地<br>58千円（土地　58千円）<br>芦崎資材倉庫 12,366千円<br>（建物　79千円、土地　11,457千円、構築物　817千円、機械装置　12千円）<br>山本支店食材センター他<br>7,017千円<br>（建物　1,512千円、土地　5,505千円）<br>八森給油所　270千円（建物　270千円）<br>合　計　19,726千円<br>建　物　1,862千円<br>土　地　17,034千円<br>構築物　817千円<br>機械装置　12千円 |
| ⑷　回収可能価額の算定方法<br>上岩川小又口、浜田トラクター格納庫跡地、琴丘２号倉庫、味噌保管庫、旧ふれあい課事務所他については、固定資産の回収可能価額には正味売却価額を採用し、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。<br>北部営農センターの固定資産の回収可能価額には使用価値を採用し、適用した割引率は8.27％です。 | ⑷　回収可能価額の算定方法<br>上岩川小又口、浜田トラクター格納庫跡地、芦崎資材倉庫、山本支店食材センター他については、固定資産の回収可能価額には正味売却価額を採用し、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。<br>八森給油所の固定資産の回収可能価額には使用価値を採用し、適用した割引率は6.04％です。 |
| **Ⅵ　金融商品に関する注記**<br>１．金融商品の状況に関する事項<br>⑴　金融商品に対する取り組み方針<br>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ | **Ⅵ　金融商品に関する注記**<br>１．金融商品の状況に関する事項<br>⑴　金融商品に対する取り組み方針<br>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| 貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。<br>⑵　金融商品の内容及びそのリスク<br>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。<br>また、有価証券は、すべて債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。<br>⑶　金融商品に係るリスク管理体制<br>①　信用リスクの管理<br>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、企画総務部に企画審査課を設置し信用部門との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。<br>②　市場リスクの管理<br>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。<br>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行 | 貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。<br>⑵　金融商品の内容及びそのリスク<br>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。<br>また、有価証券は、すべて債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。<br>⑶　金融商品に係るリスク管理体制<br>①　信用リスクの管理<br>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、企画総務部に企画審査課を設置し信用部門との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。<br>②　市場リスクの管理<br>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。<br>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行 |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
| --- | --- |
| い経営層に報告しています。<br>（市場リスクに係る定量的情報）<br>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。<br>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。<br>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が96,053千円減少するものと把握しています。<br>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。<br>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。<br>③　資金調達に係る流動性リスクの管理<br>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。<br>(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明<br>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>２．金融商品の時価に関する事項<br>(1)　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等<br>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。<br>なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。 | い経営層に報告しています。<br>（市場リスクに係る定量的情報）<br>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。<br>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。<br>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,543千円減少するものと把握しています。<br>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。<br>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。<br>③　資金調達に係る流動性リスクの管理<br>当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。<br>(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明<br>金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>２．金融商品の時価に関する事項<br>(1)　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等<br>当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。<br>なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。 |

## 令　和　4　年　度

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預　金 | 27,555,767 | 27,553,009 | △ 2,758 |
| 有　価　証　券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 20,000 | 20,042 | 41 |
| その他有価証券 | 3,647,040 | 3,647,040 | － |
| 貸　出　金 | 6,831,674 | | |
| 貸倒引当金（＊1） | △ 191,169 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 6,640,505 | 6,758,950 | 118,444 |
| 経済事業未収金 | 1,155,212 | | |
| 貸倒引当金（＊2） | △ 60,607 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 1,094,605 | 1,094,605 | － |
| 経済受託債権 | 1,240,763 | 1,240,763 | － |
| 資　産　計 | 40,198,682 | 40,314,410 | 115,727 |
| 貯　金 | 41,813,545 | 41,807,658 | △ 5,886 |
| 負　債　計 | 41,813,545 | 41,807,658 | △ 5,886 |

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資　産】

① 預　　金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下ＯＩＳという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有 価 証 券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸　出　金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引

## 令　和　3　年　度

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 預　金 | 27,536,491 | 27,537,016 | 525 |
| 有　価　証　券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 20,003 | 20,212 | 208 |
| その他有価証券 | 3,200,610 | 3,200,610 | － |
| 貸　出　金 | 6,802,158 | － | － |
| 貸倒引当金（＊1） | △ 210,994 | － | － |
| 貸倒引当金控除後 | 6,591,163 | 6,735,344 | 144,181 |
| 経済事業未収金 | 1,152,830 | － | － |
| 貸倒引当金（＊2） | △ 78,261 | － | － |
| 貸倒引当金控除後 | 1,074,569 | 1,074,569 | － |
| 経済受託債権 | 1,822,000 | 1,822,000 | － |
| 資　産　計 | 40,244,839 | 40,389,753 | 144,914 |
| 貯　金 | 41,590,684 | 41,589,658 | △ 1,026 |
| 負　債　計 | 41,590,684 | 41,589,658 | △ 1,026 |

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資　産】

① 預　　金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下ＯＩＳという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有 価 証 券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸　出　金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引

## 令　和　４　年　度

当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑤　経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負　債】

①　貯　　金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)　市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外　部　出　資 | 3,221,326 |

(4)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 26,266,250 | － | － |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 20,000 | － | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | － | － |
| 貸出金（＊１、２） | 1,141,155 | 711,311 | 601,987 |
| 経済事業未収金(＊３) | 1,106,691 | － | － |
| 経済受託債権 | 1,240,763 | － | － |
| 合　　計 | 29,774,860 | 711,311 | 601,987 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | － | － | － |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | － | － | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | － | 3,800,000 |
| 貸出金（＊１、２） | 469,858 | 369,468 | 3,386,405 |
| 経済事業未収金(＊３) | － | － | － |
| 経済受託債権 | － | － | － |
| 合　　計 | 469,858 | 369,468 | 7,186,405 |

（＊１）貸出金のうち、当座貸越191,265千円については「１年以内」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、３ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等151,487千円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

## 令　和　３　年　度

当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

⑤　経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負　債】

①　貯　　金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)　市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外　部　出　資（※１） | 3,227,198 |

（※１）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 26,597,612 | － | － |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | － | 20,000 | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | － | － |
| 貸出金（＊１、２） | 992,842 | 739,324 | 590,484 |
| 経済事業未収金(＊３) | 1,088,129 | － | － |
| 経済受託債権 | 1,822,000 | － | － |
| 合　　計 | 30,500,584 | 759,324 | 590,484 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | － | － | － |
| 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | － | － | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | － | 3,200,000 |
| 貸出金（＊１、２） | 480,431 | 389,577 | 3,417,613 |
| 経済事業未収金(＊３) | － | － | － |
| 経済受託債権 | － | － | － |
| 合　　計 | 480,431 | 389,577 | 6,617,613 |

（＊１）貸出金のうち、当座貸越139,855千円については「１年以内」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、３ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等191,885千円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

## 令　和　4　年　度

（＊３）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等48,521千円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

⑸　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１、２） | 39,256,580 | 1,763,932 | 678,259 |
| 合　計 | 39,256,580 | 1,763,932 | 678,259 |
| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
| 貯金（＊１、２） | 49,716 | 53,658 | 1,820 |
| 合　計 | 49,716 | 53,658 | 1,820 |

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めて開示しています。

（＊２）貯金のうち、出資予約貯金9,577千円は含まれていません。

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

「金融商品に関する注記２．金融商品の時価に関する事項」に金融商品の時価の算定に用いた評価技法を記載しているため、注記を省略しております。

### Ⅶ　有価証券に関する注記

⑴　有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①　満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。　（単位：千円）

| 種類 | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 20,000 | 20,042 | 41 |
| | 計 | 20,000 | 20,042 | 41 |

②　その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| 種類 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 評価差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 地方債 | 522,410 | 499,987 | 22,422 |
| | 政府保証債 | 212,300 | 199,949 | 12,350 |
| | 社債 | 312,110 | 301,254 | 10,855 |
| | 計 | 1,046,820 | 1,001,190 | 45,629 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 国債 | 1,304,120 | 1,392,168 | △ 88,048 |
| | 地方債 | 913,740 | 1,000,000 | △ 86,260 |
| | 政府保証債 | 191,760 | 197,963 | △ 6,203 |
| | 社債 | 190,600 | 200,332 | △ 9,732 |
| | 計 | 2,600,220 | 2,790,464 | △ 190,244 |
| 合　計 | | 3,647,040 | 3,791,655 | △ 144,615 |

## 令　和　3　年　度

（＊３）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等64,701千円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

⑸　有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１、２） | 39,007,921 | 1,051,538 | 1,173,513 |
| 合　計 | 39,007,921 | 1,051,538 | 1,173,513 |
| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
| 貯金（＊１、２） | 294,524 | 48,533 | 5,107 |
| 合　計 | 294,524 | 48,533 | 5,107 |

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めて開示しています。

（＊２）貯金のうち、出資予約貯金9,545千円は含まれていません。

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

「金融商品に関する注記２．金融商品の時価に関する事項」に金融商品の時価の算定に用いた評価技法を記載しているため、注記を省略しております。

### Ⅶ　有価証券に関する注記

⑴　有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①　満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。　（単位：千円）

| 種類 | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 20,003 | 20,212 | 208 |
| | 計 | 20,003 | 20,212 | 208 |

②　その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

| 種類 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 評価差額（＊） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 地方債 | 635,260 | 599,985 | 35,274 |
| | 政府保証債 | 423,030 | 397,777 | 25,252 |
| | 社債 | 518,090 | 501,854 | 16,235 |
| | 計 | 1,576,380 | 1,499,616 | 76,763 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 国債 | 859,960 | 896,394 | △ 36,434 |
| | 地方債 | 764,270 | 800,000 | △ 35,730 |
| | 計 | 1,624,230 | 1,696,394 | △ 72,164 |
| 合　計 | | 3,200,610 | 3,196,011 | 4,598 |

（＊）上記評価差額金から繰延税金負債1,250千円を差し引いた額3,347千円が、「その他有価証券評価差額

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
|---|---|
| | 金」に含まれています。 |
| ⑵　当事業年度中に売却した満期保有目的の債券<br>当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。<br>⑶　当事業年度中に売却したその他有価証券<br>当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。<br>⑷　当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券<br>当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。<br>⑸　当該年度中において、減損処理を行った有価証券<br>当事業年度中において、587千円減損処理を行っています。<br>市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。 | ⑵　当事業年度中に売却した満期保有目的の債券<br>当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。<br>⑶　当事業年度中に売却したその他有価証券<br>当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。<br>⑷　当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券<br>当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。<br>⑸　当該年度中において、減損処理を行った有価証券<br>当事業年度中において、1,030千円減損処理を行っています。<br>市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。 |
| **Ⅷ　退職給付に関する注記**<br>1．退職給付に関する事項の概要<br>⑴　採用している退職給付制度<br>職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。<br>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。<br>⑵　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表<br>期首における退職給付引当金　69,345千円<br>退職給付費用　26,853千円<br>退職給付の支払額　△ 4,052千円<br>特定退職金共済制度への拠出金　△ 17,166千円<br>期末における退職給付引当金　74,979千円<br>⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表<br>退職給付債務　436,949千円<br>特定退職金共済制度　△ 361,970千円<br>未積立退職給付債務　74,979千円<br>退職給付引当金　74,979千円<br>⑷　退職給付に関連する損益<br>勤務費用　26,853千円<br>退職給付費用　26,853千円<br>2．特例業務負担金の将来見込額<br>人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続 | **Ⅷ　退職給付に関する注記**<br>1．退職給付に関する事項の概要<br>⑴　採用している退職給付制度<br>職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。<br>なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。<br>⑵　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表<br>期首における退職給付引当金　66,427千円<br>退職給付費用　27,102千円<br>退職給付の支払額　△ 5,671千円<br>特定退職金共済制度への拠出金　△ 18,513千円<br>期末における退職給付引当金　69,345千円<br>⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表<br>退職給付債務　445,740千円<br>特定退職金共済制度　△ 376,395千円<br>未積立退職給付債務　69,345千円<br>退職給付引当金　69,345千円<br>⑷　退職給付に関連する損益<br>勤務費用　27,102千円<br>退職給付費用　27,102千円<br>2．特例業務負担金の将来見込額<br>人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続 |

| 令　和　4　年　度 | 令　和　3　年　度 |
|---|---|
| 組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金11,240千円を含めて計上しています。<br>なお、同組合より示された令和５年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、102,496千円となっています。 | 組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金11,585千円を含めて計上しています。<br>なお、同組合より示された令和４年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、122,030千円となっています。 |
| **Ⅸ　税効果会計に関する注記**<br>１．繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳<br>繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。<br>繰延税金資産<br>貸倒引当金超過額　61,199千円<br>退職給与引当金　20,394千円<br>役員退職慰労引当金　8,274千円<br>未払事業税　1,671千円<br>減損損失否認額　37,251千円<br>未収利息不計上額　6,200千円<br>減価償却費超過額　26,398千円<br>給料手当未払否認額　5,027千円<br>返金負債　4,080千円<br>その他有価証券評価差額金　39,335千円<br>未払費用　9,953千円<br>税務調査修正額　2,557千円<br>その他　246千円<br>繰延税金資産　小計　222,590千円<br>評価性引当金　△ 164,021千円<br>繰延税金資産　合計(A)　58,568千円<br>繰延税金負債<br>返品資産　△ 3,545千円<br>税務調査修正額　△ 280千円<br>繰延税金負債合計(B)　△ 3,825千円<br>繰延税金資産の純額(A)＋(B)　54,743千円<br>２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因<br>法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因は次のとおりです。<br>法定実効税率　27.2%<br>（調整）<br>交際費等永久に損金に算入されない項目　5.21%<br>受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△ 8.28%<br>住民税均等割等　3.32%<br>評価性引当額の増減　△ 8.53%<br>寄付金の損金不算入　1.94%<br>税務調査修正による調整　△ 2.76%<br>その他　△ 0.43%<br>税効果会計適用後の法人税等の負担率　17.68% | **Ⅸ　税効果会計に関する注記**<br>１．繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳<br>繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。<br>繰延税金資産<br>貸倒引当金超過額　70,870千円<br>退職給与引当金　18,861千円<br>役員退職慰労引当金　7,283千円<br>未払事業税　2,951千円<br>減損損失否認額　31,849千円<br>未収利息不計上額　7,030千円<br>減価償却費超過額　26,800千円<br>給料手当未払否認額　4,686千円<br>返金負債　5,064千円<br>その他　449千円<br>繰延税金資産　小計　175,849千円<br>評価性引当金　△ 131,735千円<br>繰延税金資産合計(A)　44,113千円<br>繰延税金負債<br>その他有価証券評価差額金　△ 1,250千円<br>返品資産　△ 4,462千円<br>繰延税金負債合計(B)　△ 5,713千円<br>繰延税金資産の純額(A)＋(B)　38,400千円<br>２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因<br>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しています。 |
| **Ⅹ　収益認識に関する注記**<br>（収益を理解するための基礎となる情報）<br>「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 | **Ⅹ　収益認識に関する注記**<br>（収益を理解するための基礎となる情報）<br>「Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 |

## ５．剰余金処分計算書（令和４年度）

（単位：円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| １．当期未処分剰余金 | | 147,683,289 |
| 計 | | 147,683,289 |
| ２．剰余金処分額 | | 73,374,869 |
| (1) 利益準備金 | 14,000,000 | |
| (2) 任意積立金 | 30,000,000 | |
| 米販売対策積立金 | 30,000,000 | |
| (3) 出資配当金 | 29,374,869 | |
| 普通出資に対する配当金 | 29,374,869 | |
| ３．次期繰越剰余金 | | 74,308,420 |

（注）

１．出資配当金は年1.3％の割合である。
　　ただし、年度内の増資及び新加入については日割り計算をする。

２．任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。

３．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額4,000,000円が含まれている。

〈別　表〉　（単位：円）

| 種類 | 積立目的 | 積立目標額 | 取崩基準 | 当期末残高 |
|---|---|---|---|---|
| 米販売対策積立金 | 米の販売における諸リスクに対応するため | 300,000,000 | 米の販売において、諸リスクが発生した場合は、理事会の議決を経て取崩す。 | 220,000,000 |
| 園芸畜産振興積立金 | 園芸振興を図るため新たに必要とする施設・機械設備・資材等の導入のため | 200,000,000 | 農業者の所得増大、農業生産の拡大のため、国庫事業及び県単事業を活用し、園芸メガ団地等へ取組む生産者を支援するため、理事会の決議を経て取崩す。 | 52,837,356 |
| 施設整備積立金 | 施設の取得、改善、除却、解体費用等に充てるため | 300,000,000 | 施設の改善等を行うとき、取得額、減価償却額、解体費用等の発生額を、理事会の決議を経て取崩す。 | 250,000,000 |

## ５．剰余金処分計算書（令和３年度）

（単位：円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| １．当期未処分剰余金 | | 221,446,468 |
| 計 | | 221,446,468 |
| ２．剰余金処分額 | | 149,848,969 |
| (1) 利益準備金 | 30,000,000 | |
| (2) 任意積立金 | 90,000,000 | |
| 米販売対策積立金 | 40,000,000 | |
| 施設整備積立金 | 50,000,000 | |
| (3) 出資配当金 | 29,848,969 | |
| 普通出資に対する配当金 | 29,848,969 | |
| ３．次期繰越剰余金 | | 71,597,499 |

（注）

１．出資配当金は年1.3％の割合である。
　ただし、年度内の増資及び新加入については日割り計算をする。

２．任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。

３．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額6,500,000円が含まれている。

〈別　表〉　（単位：円）

| 種類 | 積立目的 | 積立目標額 | 取崩基準 | 当期末残高 |
|---|---|---|---|---|
| 米販売対策積立金 | 米の販売における諸リスクに対応するため | 300,000,000 | 米の販売において、諸リスクが発生した場合は、理事会の議決を経て取崩す。 | 180,000,000 |
| 園芸畜産振興積立金 | 園芸畜産振興を図るため、新たに必要とする施設・機械設備・資材・家畜等を導入するため | 200,000,000 | ①　農業所得増大、農業生産の拡大のため、国庫事業及び県単事業を活用し、園芸メガ団地等へ取り組む場合。<br>②　農業所得増大、農業生産の拡大のため、県単事業（夢プラン事業等）及び町事業等を活用し、取り組む場合。 | 60,917,845 |
| 施設整備積立金 | 施設の取得、改善、除却、解体費用等に充てるため | 300,000,000 | 施設の改善等を行うとき、取得額、減価償却額、解体費用等の発生額を、理事会の決議を経て取崩す。 | 200,000,000 |

## ６．部門別損益計算書（令和４年度）

（単位：千円）

| 区分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益 ① | 4,803,189 | 307,506 | 337,840 | 2,586,116 | 1,560,960 | 10,765 | |
| 事業費用 ② | 3,538,947 | 55,878 | 42,727 | 1,986,135 | 1,356,109 | 98,096 | |
| 事業総利益 ③ (①－②) | 1,264,241 | 251,627 | 295,113 | 599,980 | 204,850 | △ 87,331 | |
| 事業管理費 ④ | 1,154,092 | 116,583 | 171,287 | 654,531 | 175,491 | 36,198 | |
| (うち減価償却費 ⑤) | ( 210,537) | ( 11,739) | ( 4,603) | ( 167,287) | ( 26,043) | ( 864) | |
| (うち人件費 ⑤') | ( 685,433) | ( 76,372) | ( 133,802) | ( 334,568) | ( 109,680) | ( 31,008) | |
| うち共通管理費 ⑥ | | 38,461 | 50,546 | 168,166 | 47,097 | 6,399 | △310,671 |
| (うち減価償却費 ⑦) | | ( 866) | ( 1,138) | ( 3,788) | ( 1,061) | ( 144) | (△ 6,998) |
| (うち人件費 ⑦') | | ( 18,141) | ( 23,841) | ( 79,319) | ( 22,214) | ( 3,018) | (△146,536) |
| 事業利益 ⑧ (③－④) | 110,149 | 135,044 | 123,826 | △ 54,550 | 29,359 | △123,529 | |
| 事業外収益 ⑨ | 65,843 | 33,731 | 17,084 | 11,090 | 3,655 | 281 | |
| うち共通分 ⑩ | | 1,690 | 2,222 | 7,392 | 2,070 | 281 | △ 13,657 |
| 事業外費用 ⑪ | 2,364 | 292 | 384 | 1,279 | 358 | 48 | |
| うち共通分 ⑫ | | 292 | 384 | 1,279 | 358 | 48 | △ 2,364 |
| 経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪) | 173,628 | 168,483 | 140,525 | △ 44,739 | 32,656 | △123,297 | |
| 特別利益 ⑭ | 5,401 | 123 | 162 | 1,905 | 3,188 | 20 | |
| うち共通分 ⑮ | | 123 | 162 | 540 | 151 | 20 | △ 999 |
| 特別損失 ⑯ | 96,422 | 11,937 | 15,688 | 52,193 | 14,617 | 1,986 | |
| うち共通分 ⑰ | | 11,937 | 15,688 | 52,193 | 14,617 | 1,986 | △ 96,422 |
| 税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯) | 82,606 | 156,670 | 125,000 | △ 95,027 | 21,226 | △125,263 | |
| 営農指導事業分配賦額 ⑲ | | 27,319 | 29,336 | 43,478 | 25,127 | △125,263 | |
| 営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲) | 82,606 | 129,350 | 95,663 | △138,506 | △ 3,901 | | |

（注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。
(1) 共通管理費等　（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）／３
(2) 営農指導事業　（均等割＋事業総利益割）／２
２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。　（単位：％）

| 区分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通管理費等 | 12.38 | 16.27 | 54.13 | 15.17 | 2.05 | 100 |
| 営農指導事業 | 21.81 | 23.41 | 34.69 | 20.09 | | 100 |

## ６．部門別損益計算書（令和３年度）

（単位：千円）

| 区分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益 ① | 5,308,824 | 325,590 | 360,219 | 3,005,354 | 1,607,846 | 9,812 | |
| 事業費用 ② | 3,969,646 | 81,309 | 45,116 | 2,349,639 | 1,401,562 | 92,018 | |
| 事業総利益 ③ (①－②) | 1,339,177 | 244,281 | 315,102 | 655,714 | 206,284 | △ 82,205 | |
| 事業管理費 ④ | 1,199,937 | 134,800 | 176,537 | 671,410 | 182,880 | 34,307 | |
| (うち減価償却費 ⑤) | ( 229,745) | ( 11,763) | ( 4,979) | ( 188,257) | ( 23,846) | ( 899) | |
| (うち人件費 ⑤') | ( 714,293) | ( 89,837) | ( 137,177) | ( 342,232) | ( 115,808) | ( 29,238) | |
| うち共通管理費 ⑥ | | 39,713 | 49,557 | 165,814 | 45,938 | 5,642 | △306,667 |
| (うち減価償却費 ⑦) | | ( 818) | ( 1,021) | ( 3,416) | ( 946) | ( 116) | △ 6,319 |
| (うち人件費 ⑦') | | ( 18,881) | ( 23,561) | ( 78,835) | ( 21,841) | ( 2,682) | △145,802 |
| 事業利益 ⑧ (③－④) | 139,240 | 109,481 | 138,565 | △ 15,696 | 23,403 | △116,512 | |
| 事業外収益 ⑨ | 78,291 | 32,202 | 16,417 | 26,468 | 3,026 | 177 | |
| うち共通分 ⑩ | | 1,246 | 1,555 | 5,203 | 1,441 | 177 | △ 9,623 |
| 事業外費用 ⑪ | 2,268 | 293 | 366 | 1,226 | 339 | 41 | |
| うち共通分 ⑫ | | 293 | 366 | 1,226 | 339 | 41 | △ 2,268 |
| 経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪) | 215,263 | 141,389 | 154,616 | 9,545 | 26,089 | △116,377 | |
| 特別利益 ⑭ | 184,279 | 212 | 265 | 183,525 | 245 | 30 | |
| うち共通分 ⑮ | | 212 | 265 | 887 | 245 | 30 | △ 1,640 |
| 特別損失 ⑯ | 219,676 | 4,571 | 5,704 | 203,462 | 5,288 | 649 | |
| うち共通分 ⑰ | | 4,571 | 5,704 | 19,088 | 5,288 | 649 | △ 35,302 |
| 税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯) | 179,865 | 137,030 | 149,176 | △ 10,391 | 21,047 | △116,997 | |
| 営農指導事業分配賦額 ⑲ | | 24,686 | 27,599 | 41,650 | 23,060 | △116,997 | |
| 営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲) | 179,865 | 112,344 | 121,576 | △ 52,042 | △ 2,012 | | |

（注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。
(1) 共通管理費等　（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）／３
(2) 営農指導事業　（均等割＋事業総利益割）／２
２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。　（単位：％）

| 区分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 共通管理費等 | 12.95 | 16.16 | 54.07 | 14.98 | 1.84 | 100 |
| 営農指導事業 | 21.10 | 23.59 | 35.60 | 19.71 | | 100 |

## ７．財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確　認　書

１　私は、当ＪＡの令和４年４月１日から令和５年３月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

２　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

⑴　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

⑵　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

⑶　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和５年７月31日

秋田やまもと農業協同組合
代表理事組合長　竹　内　孝　一

## ８．会計監査人の監査

令和４年度及び令和３年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# Ⅱ　損 益 の 状 況

## 1．最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、口、人、％）

| 項　　目 | | 令和４年度 | 令和３年度 | 令和２年度 | 令和元年度 | 平成30年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益（事業収益） | | 4,803,189 | 5,308,824 | 5,410,021 | 5,557,373 | 5,737,011 |
| | 信用事業収益 | 307,506 | 325,590 | 326,672 | 344,281 | 383,634 |
| | 共済事業収益 | 337,840 | 360,219 | 369,678 | 394,423 | 407,373 |
| | 農業関連事業収益 | 2,586,116 | 3,005,354 | 3,205,119 | 2,941,146 | 2,948,172 |
| | 生活その他事業収益 | 1,560,960 | 1,607,846 | 1,501,891 | 1,871,178 | 1,977,323 |
| | 営農指導事業収益 | 10,765 | 9,812 | 6,659 | 6,343 | 20,507 |
| 経常利益 | | 173,628 | 215,263 | 238,505 | 174,199 | 247,165 |
| 当期剰余金 | | 68,005 | 129,918 | 59,411 | 111,008 | 187,977 |
| 出資金 | | 2,333,870 | 2,383,500 | 2,424,585 | 2,457,815 | 2,446,175 |
| （出資口数） | | （466,774） | （476,700） | （484,917） | （491,563） | （489,235） |
| 純資産額 | | 3,847,855 | 4,009,277 | 3,973,934 | 4,017,317 | 3,988,606 |
| 総資産額 | | 46,893,211 | 46,917,637 | 46,573,559 | 46,500,409 | 43,838,012 |
| 貯金等残高 | | 41,813,545 | 41,590,684 | 41,354,783 | 39,489,788 | 38,561,797 |
| 貸出金残高 | | 6,831,674 | 6,802,158 | 6,901,435 | 6,849,364 | 7,113,865 |
| 有価証券残高 | | 3,667,040 | 3,220,613 | 2,700,196 | 1,889,504 | 1,957,359 |
| 剰余金配当金額 | | 29,374 | 29,848 | 30,177 | 30,611 | 35,355 |
| | 出資配当額 | 29,374 | 29,848 | 30,177 | 30,611 | 35,355 |
| 職員数 | | 111 | 124 | 125 | 132 | 126 |
| 単体自己資本比率 | | 16.18 | 15.74 | 15.14 | 13.91 | 14.82 |

（注）１．経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
２．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
３．信託業務の取り扱いは行っていません。
４．「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

## ２．利益総括表

（単位：千円、％）

| 項　　目 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 資金運用収支 | 282,188 | 301,981 | △ 19,793 |
| 役務取引等収支 | 3,951 | 3,842 | 109 |
| その他信用事業収支 | △ 34,513 | △ 61,543 | 27,030 |
| 信用事業粗利益 | 286,140 | 305,824 | △ 19,684 |
| （信用事業粗利益率） | ( 0.74) | ( 0.81) | (△ 0.07) |
| 事業粗利益 | 1,244,995 | 1,365,065 | △ 120,070 |
| （事業粗利益率） | ( 2.51) | ( 2.77) | ( 0.26) |
| 事業純益 | 90,903 | 165,129 | △ 74,226 |
| 実質事業純益 | 90,903 | 165,129 | △ 74,226 |
| コア事業純益 | 90,903 | 165,129 | △ 74,226 |
| コア事業純益(投資信託解約損益を除く。) | 90,903 | 165,129 | △ 74,226 |

## ３．資金運用収支の内訳

（単位：千円、％）

| 項　　目 | | 令和４年度 | | | 令和３年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 平均残高 | 利　息 | 利　回 | 平均残高 | 利　息 | 利　回 |
| 資金運用勘定 | | 38,242,436 | 270,513 | 0.71 | 37,308,169 | 283,642 | 0.76 |
| | うち預金 | 27,704,997 | 125,512 | 0.45 | 27,646,490 | 142,537 | 0.52 |
| | うち有価証券 | 3,675,818 | 25,445 | 0.69 | 2,775,698 | 19,006 | 0.68 |
| | うち貸出金 | 6,861,621 | 119,556 | 1.74 | 6,885,981 | 122,099 | 1.77 |
| 資金調達勘定 | | 42,335,483 | 2,204 | 0.01 | 42,006,840 | 3,088 | 0.01 |
| | うち貯金・定期積金 | 42,319,143 | 2,031 | 0.00 | 41,983,104 | 2,842 | 0.01 |
| | うち借入金 | 16,340 | 173 | 1.06 | 23,736 | 246 | 1.03 |
| 総資金利ざや | | － | － | 0.52 | － | － | 0.53 |

（注）１．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
　　２．資金運用勘定の利息欄の預金には、中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## ４．受取・支払利息の増減額

（単位：千円）

| 項　　目 | | 令和４年度増減額 | 令和３年度増減額 |
|---|---|---|---|
| 受取利息 | | △ 20,841 | △ 1,386 |
| | うち預金 | △ 24,737 | 6,198 |
| | うち有価証券 | 6,439 | △ 1,170 |
| | うち貸出金 | △ 2,543 | △ 6,414 |
| 支払利息 | | △ 884 | △ 4,414 |
| | うち貯金・定期積金 | △ 812 | △ 4,319 |
| | うち借入金 | △ 72 | △ 95 |
| 差引 | | △ 19,957 | 3,028 |

（注）１．増減額は前年度対比です。
　　２．受取利息の預金には、中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

# Ⅲ　事業の概況

## 1．信　用　事　業

### (1)　貯金に関する指標

①　科目別貯金平均残高

（単位：千円、％）

| 種　　類 | 令和４年度 | | 令和３年度 | | 増　　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 流動性貯金 | 23,784,189 | ( 56.2) | 22,632,326 | ( 53.9) | 1,151,863 |
| 定期性貯金 | 18,534,955 | ( 43.8) | 19,350,779 | ( 46.1) | △ 815,824 |
| 合　　計 | 42,319,143 | (100.0) | 41,983,104 | (100.0) | 336,039 |

（注）１．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　２．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　３．（　）内は構成比です。

②　定期貯金残高

（単位：千円、％）

| 種　　類 | | 令和４年度 | | 令和３年度 | | 増　　減 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 定期貯金 | | 17,753,221 | (100.0) | 18,231,590 | (100.0) | △ 478,369 |
| | うち固定金利定期 | 17,753,221 | (100.0) | 18,231,590 | (100.0) | △ 478,369 |
| | うち変動金利定期 | － | ( － ) | － | ( － ) | － |

（注）１．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
　　２．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
　　３．（　）内は構成比です。

### (2)　貸出金等に関する指標

①　科目別貸出金平均残高

（単位：千円）

| 種　　類 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 証書貸付 | 6,688,490 | 6,737,493 | △ 49 |
| 当座貸越 | 173,131 | 148,487 | 25 |
| 合　　計 | 6,861,621 | 6,885,981 | △ 24 |

②　貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：千円、％）

| 種　　類 | 令和４年度 | | 令和３年度 | | 増　　減 |
|---|---|---|---|---|---|
| 固定金利貸出 | 3,374,277 | ( 49.4) | 3,428,747 | ( 50.4) | △ 54,470 |
| 変動金利貸出 | 3,457,397 | ( 50.6) | 3,373,412 | ( 49.6) | 83,985 |
| 合　　計 | 6,831,674 | (100.0) | 6,802,158 | (100.0) | 29,516 |

（注）（　）内は構成比です。

③　貸出金の担保別内訳残高

（単位：千円）

| 種　　類 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 貯金・定期積金等 | 28,105 | 45,910 | △　17,804 |
| 不　動　産 | 232,080 | 246,876 | △　14,795 |
| その他担保物 | 96,261 | 102,286 | △　6,024 |
| 小　　計 | 356,448 | 395,073 | △　38,625 |
| 農業信用基金協会保証 | 3,567,527 | 3,341,717 | 225,809 |
| その他保証 | 1,080,988 | 1,118,949 | △　37,961 |
| 小　　計 | 4,647,402 | 4,459,371 | 188,031 |
| 信　　用 | 1,827,823 | 1,947,713 | △　119,890 |
| 合　　計 | 6,831,674 | 6,802,158 | 29,516 |

④　債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤　貸出金の使途別内訳残高

（単位：千円、％）

| 種　　類 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 設備資金 | 4,023,922　( 58.9) | 4,016,587　( 59.0) | 7,335 |
| 運転資金 | 2,807,749　( 41.1) | 2,785,567　( 41.0) | 22,182 |
| 合　　計 | 6,831,674　(100.0) | 6,802,158　(100.0) | 29,516 |

（注）（　）内は構成比です。

⑥　貸出金の業種別残高

（単位：千円、％）

| 種　　類 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 農　　業 | 1,181,459　( 17.2) | 1,007,520　( 14.8) | 173,939 |
| 林　　業 | 0　(　0.0) | 0　(　0.0) | 0 |
| 水産業 | 0　(　0.0) | 0　(　0.0) | 0 |
| 製造業 | 80,146　(　1.1) | 32,093　(　0.4) | 48,052 |
| 建設・不動産業 | 32,674　(　0.4) | 37,097　(　0.5) | △　4,422 |
| 電気･ガス･熱供給水道業 | －　(　－) | －　(　－) | － |
| 運輸・通信業 | 2,897　(　0.0) | 17,240　(　0.2) | △　14,342 |
| 卸売・小売・飲食業 | 4,505　(　0.0) | 6,704　(　0.0) | △　2,199 |
| サービス業 | 376,862　(　5.5) | 372,467　(　5.4) | 4,395 |
| 金融・保険業 | 979,763　( 14.3) | 982,159　( 14.4) | △　2,396 |
| 地方公共団体 | 128,924　(　1.8) | 137,408　(　2.0) | △　8,484 |
| 非営利法人 | －　(　－) | －　(　－) | － |
| その他 | 4,044,441　( 59.2) | 4,209,467　( 61.8) | △　165,026 |
| 合　　計 | 6,831,674　(100.0) | 6,802,158　(100.0) | 29,516 |

（注）（　）内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦　主要な農業関係の貸出金残高

1）営農類型別

（単位：千円）

| 種　　類 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 農　　業 | 2,049,084 | 1,872,128 | 176,956 |
| ※穀　　作 | 154,980 | 171,617 | △　16,637 |
| ※野菜・園芸 | － | － | － |
| ※果樹・樹園農業 | 1,600 | 2,400 | △　800 |
| ※工芸作物 | － | － | － |
| ※養豚・肉牛・酪農 | 385,544 | 388,837 | △　3,293 |
| ※養鶏・養卵 | － | － | － |
| ※養　　蚕 | － | － | － |
| ※その他農業 | 1,506,958 | 1,309,273 | 197,685 |
| 農業関連団体等 | － | － | － |
| 合　　計 | 2,049,084 | 1,872,128 | 176,956 |

（注）１．農業関係の貸出金とは、農業者，農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
　なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
２．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
３．「農業関連団体等」には、ＪＡや全農とその子会社等が含まれています。

2）資金種類別

〔貸　出　金〕

（単位：百万円）

| 種　　類 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| プロパー資金 | 966,138 | 882,741 | 83,397 |
| 農業制度資金 | 1,082,945 | 989,387 | 93,558 |
| ※農業近代化資金 | 819,238 | 709,923 | 109,315 |
| ※その他制度資金 | 263,706 | 279,464 | △　15,758 |
| 合　　計 | 2,049,084 | 1,872,128 | 176,956 |

（注）１．プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧　農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

（単位：百万円）

| 債権区分 | | | 債権額 | 保全額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | | 4年度 | 159 | － | 0 | 158 | 159 |
| | | 3年度 | 193 | 1 | 13 | 177 | 193 |
| 危険債権 | | 4年度 | 26 | － | 13 | 12 | 26 |
| | | 3年度 | 41 | 0 | 23 | 13 | 37 |
| 要管理債権 | | 4年度 | － | － | － | － | － |
| | | 3年度 | － | － | － | － | － |
| | 三月以上延滞債権 | 4年度 | － | － | － | － | － |
| | | 3年度 | － | － | － | － | － |
| | 貸出条件緩和債権 | 4年度 | － | － | － | － | － |
| | | 3年度 | － | － | － | － | － |
| 小計 | | 4年度 | 185 | － | 14 | 171 | 185 |
| | | 3年度 | 234 | 2 | 37 | 191 | 230 |
| 正常債権 | | 4年度 | 6,653 | | | | |
| | | 3年度 | 6,575 | | | | |
| 合計 | | 4年度 | 6,838 | | | | |
| | | 3年度 | 6,809 | | | | |

（注）１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権
４．「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と５．「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

４．三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

５．貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

６．正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨　元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

| 区分 | 令和4年度 | | | | | 令和3年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 29,028 | 26,899 | － | 29,028 | 26,899 | 30,289 | 29,028 | － | 30,289 | 29,028 |
| 個別貸倒引当金 | 260,552 | 224,998 | 17,841 | 242,711 | 224,998 | 257,211 | 260,552 | － | 257,211 | 260,552 |
| 合計 | 289,581 | 251,897 | 17,841 | 271,739 | 251,897 | 287,500 | 289,581 | － | 287,500 | 289,581 |

⑪　貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3)　内国為替取扱実績

（単位：千件、千円）

| 種類 | | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 仕向 | 被仕向 | 仕向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件数 | 7 | 73 | 8 | 75 |
| | 金額 | 10,930,036 | 13,671,374 | 8,386,640 | 13,646,790 |
| 雑為替 | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 金額 | 47,820 | 1,329 | 61,151 | 1,612 |
| 合計 | 件数 | 8 | 73 | 9 | 75 |
| | 金額 | 10,977,857 | 13,672,704 | 8,447,792 | 13,648,402 |

(4)　有価証券に関する指標

①　種類別有価証券平均残高

（単位：千円）

| 種類 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 国債 | 1,311,676 | 696,599 | 615,077 |
| 地方債 | 1,471,043 | 1,181,351 | 289,692 |
| 金融債 | － | － | － |
| 政府保証債 | 397,794 | 397,711 | 83 |
| 社債 | 501,856 | 502,165 | △ 309 |
| 合計 | 3,682,370 | 2,777,828 | 904,542 |

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

（単位：千円）

| 種　　類 | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年度 | | | | | | | | |
| 国　債 | 20,000 | － | － | － | － | 1,400,000 | － | 1,420,000 |
| 地方債 | － | － | | 400,000 | － | 1,100,000 | － | 1,500,000 |
| 政府保証債 | － | － | － | － | － | 400,000 | － | 400,000 |
| 金融債 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 短期社債 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 社　債 | － | － | － | 300,000 | － | 200,000 | － | 500,000 |
| 株　式 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他証券 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 令和3年度 | | | | | | | | |
| 国　債 | － | 20,000 | － | － | － | 900,000 | － | 920,000 |
| 地方債 | － | － | － | － | 400,000 | 1,000,000 | － | 1,400,000 |
| 政府保証債 | － | － | － | － | － | 400,000 | － | 400,000 |
| 金融債 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 短期社債 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 社　債 | － | － | － | 100,000 | 200,000 | 200,000 | － | 500,000 |
| 株　式 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| その他証券 | － | － | － | － | － | － | － | － |

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

［売買目的有価証券］

（単位：千円）

| | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的有価証券 | － | － | － | － |

［満期保有目的の債券］

（単位：千円）

| | 種　類 | 令　和　4　年　度 | | | 令　和　3　年　度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国　債 | 20,000 | 20,042 | 41 | 20,003 | 20,212 | 208 |
| | 地方債 | － | － | － | － | － | － |
| | 政府保証債 | － | － | － | － | － | － |
| | 金融債 | － | － | － | － | － | － |
| | 短期社債 | － | － | － | － | － | － |
| | 社　債 | － | － | － | － | － | － |
| | その他の証券 | － | － | － | － | － | － |
| | 小　計 | 20,000 | 20,042 | 41 | 20,003 | 20,212 | 208 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国　債 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 地方債 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 政府保証債 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 金融債 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 短期社債 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 社　債 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | その他の証券 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 小　計 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| 合　計 | | 20,000 | 20,042 | 41 | 20,003 | 20,212 | 208 |

［その他有価証券］

（単位：千円）

| | 種類 | 令　和　4　年　度 | | | 令　和　3　年　度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価又は償却原価 | 差　額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価又は償却原価 | 差　額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 国　債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地方債 | 522,410 | 499,987 | 22,422 | 635,260 | 599,985 | 35,274 |
| | 政府保証債 | 212,300 | 199,949 | 12,350 | 423,030 | 397,777 | 25,252 |
| | 金融債 | － | － | － | － | － | － |
| | 短期社債 | － | － | － | － | － | － |
| | 社　債 | 312,110 | 301,254 | 10,855 | 518,090 | 501,854 | 16,235 |
| | 株　式 | － | － | － | － | － | － |
| | その他の証券 | － | － | － | － | － | － |
| | 小　計 | 1,046,820 | 1,001,190 | 45,629 | 1,576,380 | 1,499,616 | 76,763 |
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 国　債 | 1,304,120 | 1,392,168 | △ 88,048 | 859,960 | 896,394 | △ 36,434 |
| | 地方債 | 913,740 | 1,000,000 | △ 86,260 | 764,270 | 800,000 | △ 35,730 |
| | 政府保証債 | 191,760 | 197,963 | △ 6,203 | － | － | △　－ |
| | 金融債 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 短期社債 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 社　債 | 190,600 | 200,332 | △ 9,732 | － | － | △　－ |
| | 株　式 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | その他の証券 | － | － | △　－ | － | － | △　－ |
| | 小　計 | 2,600,220 | 2,790,464 | △190,244 | 1,624,230 | 1,696,394 | △ 72,164 |
| 合　計 | | 3,647,040 | 3,791,655 | △144,615 | 3,200,610 | 3,196,011 | 4,598 |

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 2．共　済　事　業

### (1)　長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：千円）

| 種類 | | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 生命系 | 終身共済 | 482,895 | 40,599,039 | 813,882 | 42,730,475 |
| | 定期生命共済 | 118,000 | 849,700 | 86,000 | 787,700 |
| | 養老生命共済 | 292,810 | 20,498,328 | 324,850 | 22,447,180 |
| | こども共済 | 128,500 | 5,009,800 | 87,500 | 5,374,800 |
| | 医療共済 | － | 139,400 | 5,000 | 155,600 |
| | がん共済 | － | 69,500 | － | 72,000 |
| | 定期医療共済 | － | 1,263,500 | － | 1,380,000 |
| | 介護共済 | 53,387 | 563,157 | 60,851 | 528,603 |
| | 年金共済 | － | 10,000 | － | 10,000 |
| 建物更生共済 | | 4,335,790 | 80,104,160 | 4,598,450 | 81,036,240 |
| 合計 | | 5,282,882 | 144,096,784 | 5,889,034 | 149,147,799 |

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

### (2)　医療系共済の共済金額保有高

（単位：千円）

| 種類 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医療共済 | －<br>100,637 | 23,343<br>273,380 | 15<br>140,665 | 27,446<br>159,780 |
| がん共済 | 214 | 5,692 | 209 | 5,602 |
| 定期医療共済 | － | 1,082 | － | 1,177 |
| 合計 | 214<br>100,637 | 30,117<br>273,380 | 224<br>140,665 | 34,225<br>159,780 |

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、医療共済の金額は上段が入院共済金額、下段が治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。

### (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：千円）

| 種類 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介護共済 | 58,951 | 724,933 | 65,339 | 688,996 |
| 認知症共済 | 18,000 | 18,000 | － | － |
| 生活障害共済(一時金型) | 5,000 | 8,000 | 3,000 | 3,000 |
| 生活障害共済(定期年金型) | － | 5,100 | － | 5,100 |
| 特定重度疾病共済 | 19,100 | 235,100 | 60,300 | 226,800 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

### (4) 年金共済の年金保有高

（単位：千円）

| 種類 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年金開始前 | 10,585 | 477,767 | 16,462 | 494,774 |
| 年金開始後 | － | 101,709 | － | 101,659 |
| 合計 | 10,585 | 579,477 | 16,462 | 596,434 |

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

### (5) 短期共済新契約高

（単位：千円）

| 種類 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 掛金 | 金額 | 掛金 |
| 火災共済 | 8,261,020 | 10,953 | 8,125,860 | 10,302 |
| 自動車共済 | | 380,289 | | 381,997 |
| 傷害共済 | 13,653,000 | 3,981 | 9,854,000 | 4,148 |
| 定額定期生命共済 | － | － | － | － |
| 賠償責任共済 | | 350 | | 346 |
| 自賠責共済 | | 122,691 | | 120,935 |
| 合計 | | 518,266 | | 517,730 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

## ３．農業関連・生活その他事業

### ⑴　購買事業取扱実績

#### ①　受託購買品

該当する取引はありません。

#### ②　買取購買品

（単位：千円）

| 種類 | | 令和４年度 供給高 | 令和３年度 供給高 |
|---|---|---|---|
| 生産資材 | 肥料 | 491,882 | 419,557 |
| | 飼料 | 258,698 | 203,312 |
| | 農業機械 | 579,153 | 633,061 |
| | 包装資材 | 154,574 | 175,555 |
| | 保温資材 | 49,359 | 53,466 |
| | 農薬 | 333,440 | 397,200 |
| | 燃料 | 1,439,587 | 1,404,114 |
| | その他 | 193,867 | 191,774 |
| | 計 | 3,500,564 | 3,478,042 |
| 生活物資 | 耐久消費財 | 2,502 | 2,677 |
| | 生活用品 | 27,631 | 29,823 |
| | 家庭燃料 | 117,546 | 115,189 |
| | 計 | 147,680 | 147,690 |
| 合計 | | 3,648,244 | 3,625,733 |

（注）供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

### ⑵　販売事業取扱実績

#### ①　受託販売品

（単位：千円）

| 種類 | 令和４年度 取扱高 | 令和３年度 取扱高 |
|---|---|---|
| 米 | 3,853,463 | 4,176,661 |
| 大豆・そば | 93,979 | 150,961 |
| 果実 | 3,658 | 2,771 |
| 野菜 | 444,874 | 478,804 |
| 花き | 18,869 | 15,497 |
| 菌茸類 | 697,948 | 779,520 |
| 畜産物 | 472,479 | 449,516 |
| 合計 | 5,585,273 | 6,053,733 |

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

（単位：千円）

| 種類 | 令和４年度 取扱高 | 令和３年度 取扱高 |
|---|---|---|
| じゅんさい | 35,248 | 47,806 |
| 合計 | 35,248 | 47,806 |

（注）当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

### (3) 保管事業取扱実績

（単位：千円）

| 項目 | 令和４年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|
| 収益 | 85,362 | 99,779 |
| 費用 | 51,534 | 42,778 |
| 差引 | 33,827 | 57,000 |

### (4) 利用事業取扱実績

（単位：千円）

| 項目 | | 令和４年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|
| カントリーエレベーター | 収益 | 207,873 | 254,398 |
| | 費用 | 124,229 | 120,542 |
| | 差引 | 83,643 | 133,855 |
| 堆肥造成 | 収益 | 21,470 | 21,851 |
| | 費用 | 22,054 | 21,424 |
| | 差引 | △ 584 | 427 |
| 育苗 | 収益 | 12,086 | 11,471 |
| | 費用 | 9,165 | 10,593 |
| | 差引 | 2,921 | 877 |
| トラクター利用 | 収益 | 2,833 | 3,763 |
| | 費用 | 1,909 | 2,521 |
| | 差引 | 923 | 1,242 |
| 大豆乾燥選別施設 | 収益 | 20,302 | 36,746 |
| | 費用 | 14,477 | 20,621 |
| | 差引 | 5,825 | 16,124 |
| 機械利用 | 収益 | 26,947 | 29,113 |
| | 費用 | 26,479 | 28,458 |
| | 差引 | 467 | 655 |
| 施設等利用 | 収益 | 107,742 | 129,794 |
| | 費用 | 117,870 | 127,295 |
| | 差引 | △ 10,127 | 2,499 |
| 収益合計 | | 399,255 | 487,138 |
| 費用合計 | | 316,185 | 331,457 |
| 差引 | | 83,070 | 155,681 |

（注）令和４年度は損益計算書とは貸倒引当金繰入額29千円分一致しません。
令和３年度は損益計算書とは貸倒引当金繰入額147千円分一致しません。

### (5) 農業経営事業取扱実績

（単位：坪、千円）

| | 種　類 | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 経営規模 | 販売高 | 経営規模 | 販売高 |
| 法第11条の50第1項第2号の事業 | 菌床椎茸 | 75 | 209 | 75 | 8,426 |
| | 合　計 | 75 | 209 | 75 | 8,426 |

### (6) 福祉・介護事業取扱実績

（単位：千円）

| 項目 | | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|
| 収益 | 福祉受託料 | 2,638 | 2,667 |
| | 福祉用具レンタル料 | － | 4,867 |
| | 訪問介護収益 | 9,255 | 16,044 |
| | 居宅介護支援収益 | 7,617 | 10,142 |
| | その他 | － | 347 |
| | 計 | 19,511 | 34,069 |
| 費用 | 福祉費用 | 69 | 174 |
| | 福祉用具レンタル費用 | － | 2,659 |
| | 介護労務費 | 3,578 | 5,470 |
| | 居宅労務費 | 6,139 | 6,729 |
| | 介護雑費 | 1,359 | 2,166 |
| | 居宅雑費 | 562 | 395 |
| | その他 | 52 | 2,865 |
| | 計 | 11,761 | 20,462 |
| 差引 | | 7,749 | 13,607 |

## 4. 営農指導事業

（単位：千円）

| 項目 | | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---|---|---|---|
| 収入 | 指導補助金 | 1,829 | 8,225 |
| | 実費収入 | 8,935 | 1,586 |
| | 計 | 10,765 | 9,812 |
| 支出 | 営農改善費 | 85,780 | 84,517 |
| | 生活文化費 | 1,547 | 858 |
| | 教育情報費 | 10,768 | 6,642 |
| | 計 | 98,096 | 92,018 |
| 差引 | | △ 87,331 | △ 82,205 |

# Ⅳ　経営諸指標

## 1．利　益　率

（単位：％）

| 項　目 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 総資産経常利益率 | 0.30 | 0.38 | △　0.08 |
| 資本経常利益率 | 4.30 | 5.42 | △　1.12 |
| 総資産当期純利益率 | 0.12 | 0.23 | △　0.11 |
| 資本当期純利益率 | 1.68 | 3.27 | △　1.59 |

（注）１．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
２．資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
３．総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
４．資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

## 2．貯貸率・貯証率

（単位：％）

| 区　分 | | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|---|
| 貯貸率 | 期末 | 16.33 | 16.35 | △　0.02 |
| | 期中平均 | 16.21 | 16.40 | 1.81 |
| 貯証率 | 期末 | 8.76 | 7.74 | 1.02 |
| | 期中平均 | 8.68 | 6.61 | 2.07 |

（注）１．貯貸率（期　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
２．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
３．貯証率（期　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
４．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## 3．その他経営諸指標

（単位：千円）

| 項　目 | | 令和４年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|---|
| 信用事業 | 一職員当たり貯金残高 | 3,635,960 | 2,475,636 |
| | 一店舗当たり貯金残高 | 20,906,773 | 20,795,342 |
| | 一職員当たり貸出金残高 | 594,059 | 404,890 |
| | 一店舗当たり貸出金残高 | 3,415,837 | 3,401,079 |
| 共済事業 | 一職員当たり長期共済保有高 | 6,404,302 | 5,692,664 |
| | 一店舗当たり長期共済保有高 | 72,048,392 | 74,573,900 |
| 経済事業 | 一職員当たり購買品取扱高 | 132,423 | 110,305 |
| | 一店舗当たり購買品取扱高 | 405,360 | 402,859 |
| | 一職員当たり販売品取扱高 | 563,743 | 487,733 |

（注）・３年度の信用・共済の各店舗数は２店舗、購買（農機センター、給油所含）の店舗数は９店舗として算出しています。
・４年度の信用・共済の各店舗数は２店舗、購買（農機センター、給油所含）の店舗数は９店舗として算出しています。
・３年度の職員数は信用16.80、共済26.20、購買32.87、販売12.51人で算出しています。
・４年度の職員数は信用11.50、共済22.50、購買27.55、販売9.97人で算出しています。

# Ⅴ　自己資本の充実の状況

## １．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

| 項　　目 | 令和４年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|
| コア資本にかかる基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 3,963,095 | 3,976,080 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 2,333,870 | 2,383,500 |
| うち、再評価積立金の額 | － | － |
| うち、利益剰余金の額 | 1,709,520 | 1,671,364 |
| うち、外部流失予定額（△） | 29,374 | 29,848 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △　50,920 | △　48,935 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 26,899 | 29,028 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 26,899 | 29,028 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | － | － |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － | － |
| うち、回転出資金の額 | － | － |
| うち、上記以外に該当するものの額 | － | － |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － | － |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － | － |
| コア資本にかかる基礎項目の額　(イ) | 3,989,994 | 4,005,108 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 1,239 | 1,675 |
| うち、のれんに係るものの額 | － | － |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 1,239 | 1,675 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | － | － |
| 適格引当金不足額 | － | － |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | － | － |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | － | － |
| 前払年金費用の額 | － | － |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | － | － |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | － | － |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | － | － |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | － | － |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | － | － |

（単位：千円、％）

| 項　　目 | 令和４年度 | 令和３年度 |
|---|---|---|
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | － | － |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － | － |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | － | － |
| コア資本にかかる調整項目の額　(ロ) | 1,239 | 1,675 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ) | 3,988,754 | 4,003,432 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセット額の合計額 | 22,260,495 | 22,927,277 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | － | － |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | － | － |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | － | － |
| うち、上記以外に該当するものの額 | － | － |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 2,390,386 | 2,496,243 |
| 信用リスク・アセット調整額 | － | － |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | － | － |
| リスク・アセット等の額の合計額　(ニ) | 24,650,881 | 25,423,520 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率（(ハ)／(ニ)） | 16.18 | 15.74 |

（注）

1．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

2．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## ２．自己資本の充実度に関する事項

### ①　信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

| 信用リスク・アセット | 令和４年度 エクスポージャーの期末残高 | 令和４年度 リスク・アセット額 a | 令和４年度 所要自己資本額 b＝a×４％ | 令和３年度 エクスポージャーの期末残高 | 令和３年度 リスク・アセット額 a | 令和３年度 所要自己資本額 b＝a×４％ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 305,068 | 0 | 0 | 220,334 | 0 | 0 |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | 1,413,052 | 0 | 0 | 917,160 | 0 | 0 |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | － | － | － | － | － | － |
| 国際決済銀行等向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | 1,631,824 | 0 | 0 | 1,540,233 | 0 | 0 |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | － | － | － | － | － | － |
| 国際開発銀行向け | － | － | － | － | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の政府関係機関向け | 801,526 | 40,226 | 1,609 | 801,658 | 40,252 | 1,610 |
| 地方三公社向け | | － | － | | － | － |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 27,556,016 | 5,511,203 | 220,448 | 27,536,737 | 5,507,347 | 220,293 |
| 法人等向け | 191,929 | 108,149 | 4,325 | 199,493 | 116,009 | 4,640 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 437,400 | 305,621 | 12,224 | 469,196 | 326,026 | 13,041 |
| 抵当権付住宅ローン | 1,083,009 | 371,642 | 14,865 | 1,165,169 | 398,893 | 15,955 |
| 不動産取得等事業向け | － | － | － | － | － | － |
| 三月以上延滞等 | 309,713 | 176,490 | 7,059 | 373,193 | 193,690 | 7,747 |
| 取立未済手形 | 6,023 | 1,204 | 48 | 8,651 | 1,730 | 69 |
| 信用保証協会等保証付 | 3,574,452 | 352,042 | 14,081 | 3,349,008 | 329,353 | 13,174 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | － | － | － | － | － | － |
| 共済約款貸付 | － | － | － | － | － | － |
| 出資等 | 643,774 | 643,774 | 25,750 | 647,798 | 647,798 | 25,911 |
| （うち出資等のエクスポージャー） | 643,774 | 643,774 | 25,750 | 647,798 | 647,798 | 25,911 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 3,598,230 | 8,995,576 | 359,823 | 3,583,937 | 8,959,844 | 358,393 |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー） | 3,539,198 | 8,847,996 | 353,919 | 3,539,197 | 8,847,994 | 353,919 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 59,032 | 147,580 | 5,903 | 44,740 | 111,850 | 4,474 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段のうち、その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー） | － | － | － | － | － | － |

| | 令和４年度 | | | 令和３年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 信用リスク・アセット | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b＝a×４％ | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b＝a×４％ |
| 証券化 | － | － | － | － | － | － |
| （うちＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － |
| （うち非ＳＴＣ要件適用分） | － | － | － | － | － | － |
| 再証券化 | | － | － | | － | － |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | － | － | － | － | － | － |
| （うちルックスルー方式） | － | － | － | － | － | － |
| （うちマンデート方式） | － | － | － | － | － | － |
| （うち蓋然性方式250％） | － | － | － | － | － | － |
| （うち蓋然性方式400％） | － | － | － | － | － | － |
| （うちフォールバック方式） | － | － | － | － | － | － |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの | | － | － | － | － | － |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) | | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 5,779,197 | 5,754,564 | 230,182 | 6,429,832 | 6,406,329 | 256,253 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | － | － | － | － | － | － |
| ＣＶＡリスク相当額÷８％ | － | － | － | － | － | － |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | － | － | － | － | － | － |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 47,331,218 | 22,260,495 | 890,419 | 46,825,149 | 23,243,259 | 929,730 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額〈基礎的手法〉 | オペレーショナル･リスク相当額を8％で除して得た額 | | 所要自己資本額 | オペレーショナル･リスク相当額を8％で除して得た額 | | 所要自己資本額 |
| | a | | b＝a×４％ | a | | b＝a×４％ |
| | 2,390,386 | | 95,615 | 2,496,243 | | 99,849 |
| 所要自己資本額計 | リスク･アセット等（分母）計 | | 所要自己資本額 | リスク･アセット等（分母）計 | | 所要自己資本額 |
| | a | | b＝a×４％ | a | | b＝a×４％ |
| | 24,650,881 | | 986,035 | 25,423,520 | | 1,016,940 |

（注）１.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
２.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
３.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。
４.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
５.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
６.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
７.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
８．当ＪＡでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15％）の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## ３．信用リスクに関する事項

### ①　標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)　リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適　格　格　付　機　関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター（R&I） |
| 株式会社日本格付研究所（JCR） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） |
| S&Pグローバル・レーティング（S&P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（Fitch） |

（注）「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)　リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリーリスク・スコア |
|---|---|---|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー（長期） | R&I, Moody's, JCR, S＆P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー（短期） | R&I, Moody's, JCR, S＆P, Fitch | |

### ② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

| | | 令和４年度 | | | | | 令和３年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | うち店頭デリバティブ | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 地域別 | 国内 | 47,331,218 | 6,903,815 | 3,817,633 | － | 309,713 | 47,242,408 | 6,871,693 | 3,221,787 | － | 373,193 |
| | 国外 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 地域別残高計 | | 47,331,218 | 6,903,815 | 3,817,633 | － | 309,713 | 47,242,408 | 6,871,693 | 3,221,787 | － | 373,193 |
| 業種別 | 法人 農業 | 789,467 | 789,467 | － | － | － | 568,207 | 568,207 | － | － | － |
| | 法人 林業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 法人 水産業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 法人 製造業 | 47,021 | 47,021 | － | － | － | 43,151 | 43,151 | － | － | － |
| | 法人 鉱業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 法人 建設･不動産業 | 5,461 | 5,461 | － | － | 5,461 | 6,435 | 6,435 | － | － | 6,435 |
| | 法人 電気･ガス･熱供給･水道業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 法人 運輸･通信業 | 800,331 | － | 800,331 | － | － | 800,203 | － | 800,203 | － | － |
| | 法人 金融･保険業 | 27,227,556 | 961,058 | － | － | － | 27,558,915 | 961,057 | － | － | － |
| | 法人 卸売･小売･飲食･各種サービス業 | 91,196 | 91,196 | － | － | － | 98,253 | 98,253 | － | － | － |
| | 法人 日本国政府･地方公共団体 | 1,542,012 | 128,960 | 1,413,052 | － | － | 1,054,616 | 137,455 | 917,160 | － | － |
| | 法人 上記以外 | 1,641,132 | 26,983 | 1,604,249 | － | － | 1,542,031 | 27,708 | 1,504,423 | － | － |
| | 個人 | 4,835,725 | 4,835,725 | － | － | 248,770 | 5,016,723 | 5,016,723 | － | － | 285,386 |
| | その他 | 10,351,312 | 17,940 | － | － | 55,480 | 10,553,869 | 12,699 | － | － | 81,372 |
| 業種別残高計 | | 47,331,218 | 6,903,815 | 3,817,633 | － | 309,713 | 47,242,408 | 6,871,693 | 3,221,787 | － | 373,193 |
| 残存期間別 | １年以下 | 26,703,372 | 416,829 | 20,044 | － | | 26,849,560 | 251,702 | － | － | |
| | 1年超3年以下 | 600,573 | 600,573 | － | － | | 631,978 | 611,930 | 20,047 | － | |
| | 3年超5年以下 | 812,692 | 812,692 | － | － | | 837,134 | 837,134 | － | － | |
| | 5年超7年以下 | 1,278,330 | 575,489 | 702,840 | － | | 772,526 | 772,526 | 101,644 | － | |
| | 7年超10年以下 | 475,334 | 475,334 | － | － | | 1,042,275 | 440,835 | 601,440 | － | |
| | 10年超 | 6,736,481 | 3,641,733 | 3,094,748 | － | | 6,086,623 | 3,587,968 | 2,498,654 | － | |
| | 期限の定めのないもの | 373,120 | 363,220 | － | － | | 468,441 | 458,541 | － | － | |
| 残存期間別残高計 | | 47,331,218 | 6,903,815 | 3,817,633 | － | | 47,242,408 | 6,871,693 | 3,221,787 | － | |

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

### ③　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

| 区分 | 令和4年度 | | | | | 令和3年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 29,028 | 26,899 | － | 29,028 | 26,899 | 30,289 | 29,028 | － | 30,289 | 29,028 |
| 個別貸倒引当金 | 260,552 | 224,998 | 17,841 | 242,711 | 224,998 | 257,211 | 260,552 | － | 257,211 | 260,552 |

### ④　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

| 区分 | | | 令和4年度 | | | | | | 令和3年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
| | | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 地域別計 | 国内 | | 260,552 | 224,998 | 17,841 | 242,711 | 224,998 | | 257,211 | 260,552 | － | 257,211 | 260,552 | |
| | 国外 | | － | － | － | － | － | | － | － | － | － | － | |
| 地域別計 | | | 260,552 | 224,998 | 17,841 | 242,711 | 224,998 | | 257,211 | 260,552 | － | 257,211 | 260,552 | |
| 業種別計 | 法人 | 農業 | 5,108 | 8,573 | － | 5,108 | 8,573 | － | － | 5,108 | － | － | 5,108 | － |
| | | 林業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 水産業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 製造業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 鉱業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 建設・不動産業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 電気･ガス･熱供給･水道業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 運輸・通信業 | 194 | － | 194 | － | － | － | － | 194 | － | － | 194 | － |
| | | 金融・保険業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 卸売･小売･飲食・サービス業 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | 上記以外 | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 個人 | | 255,249 | 216,425 | 17,647 | 255,249 | 216,425 | － | 257,211 | 255,249 | － | 257,211 | 255,249 | － |
| 業種別計 | | | 260,552 | 224,998 | 17,841 | 260,552 | 224,998 | － | 257,211 | 260,552 | － | 257,211 | 260,552 | － |

### ⑤　信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウエイト1250%を適用する残高

（単位：千円）

| | | 令和４年度 | | | 令和３年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウエイト0% | － | － | － | － | － | － |
| | リスク・ウエイト2% | － | － | － | － | － | － |
| | リスク・ウエイト4% | － | － | － | － | － | － |
| | リスク・ウエイト10% | － | 40,226 | 40,226 | － | 40,252 | 40,252 |
| | リスク・ウエイト20% | 5,230,087 | 302,358 | 5,532,445 | 5,270,087 | 259,028 | 5,529,115 |
| | リスク・ウエイト35% | － | 371,642 | 371,642 | － | 398,893 | 398,893 |
| | リスク・ウエイト50% | － | 1,206 | 1,206 | － | 1,317 | 1,317 |
| | リスク・ウエイト75% | － | 305,621 | 305,621 | － | 326,026 | 326,026 |
| | リスク・ウエイト100% | － | 6,503,556 | 6,503,556 | － | 7,173,796 | 7,173,796 |
| | リスク・ウエイト150% | － | － | － | － | － | － |
| | リスク・ウエイト200% | － | － | － | － | － | － |
| | リスク・ウエイト250% | － | 8,995,576 | 8,995,576 | － | 8,959,844 | 8,959,844 |
| | その他 | － | 510,220 | 510,220 | － | 498,029 | 498,029 |
| リスク・ウエイト1250% | | － | － | － | － | － | － |
| 計 | | 5,230,087 | 17,030,407 | 22,260,495 | 5,270,087 | 17,657,190 | 23,243,259 |

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

３．経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

４．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## ４．信用リスク削減手法に関する事項

### ①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－またはＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢａａ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

| 区分 | 令和4年度 | | | 令和3年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ | 適格金融資産担保 | 保証 | クレジット・デリバティブ |
| 地方公共団体金融機構向け | － | － | － | － | － | － |
| 我が国の政府関係機関向け | － | 399,265 | － | － | 399,129 | － |
| 地方三公社向け | － | － | － | － | － | － |
| 金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け | － | － | － | － | － | － |
| 法人等向け | － | － | － | － | － | － |
| 中小企業等向け及び個人向け | 3,983 | － | － | 7,691 | － | － |
| 抵当権住宅ローン | － | － | － | － | － | － |
| 不動産取得等事業向け | － | － | － | － | － | － |
| 三月以上延滞等 | － | － | － | － | － | － |
| 証券化 | － | － | － | － | － | － |
| 中央清算機関関連 | － | － | － | － | － | － |
| 上記以外 | 7,400 | － | － | 8,345 | － | － |
| 合計 | 11,383 | 399,265 | － | 16,036 | 399,129 | － |

（注）1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。

3.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ７．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ①　出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①　子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②　その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するリスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びリスク管理委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③　系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ②　出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

| | 令　和　4　年　度 | | 令　和　3　年　度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上　　場 | － | － | － | － |
| 非　上　場 | 9,900 | 9,900 | 9,900 | 9,900 |
| 合　　計 | 9,900 | 9,900 | 9,900 | 9,900 |

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③　**出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益**

該当する取引はありません。

④　**貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）**

該当する取引はありません。

⑤　**貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）**

該当する取引はありません。

## ８．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ９．金利リスクに関する事項

### ①　金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でＩＲＲＢＢを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿ＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当

該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

⊿ＥＶＥの前事業年度末からの変動はありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点

特段ありません。

・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50％相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存２．５年）リスク量を算定しています。

・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにリスク管理委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

### ②　金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

| ＩＲＲＢＢ１：金利リスク | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | ⊿ＥＶＥ | | ⊿ＮＩＩ | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 443 | 439 | 57 | 59 |
| 2 | 下方パラレルシフト | △ 602 | △ 377 | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 502 | 495 | | |
| 4 | フラット化 | △ 389 | △ 339 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | △ 47 | △ 46 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 25 | △ 3 | | |
| 7 | 最大値 | 502 | 495 | 57 | 59 |
| | | ホ | | へ | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 3,992 | | 4,012 | |

**【役員等の報酬体系】**

## 1．役　　員

⑴　対 象 役 員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

⑵　役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和４年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：千円）

| | 支　給　総　額（注２） | |
|---|---|---|
| | 基　本　報　酬 | 退 職 慰 労 金 |
| 対象役員（注１）に対する報酬等 | 42,952 | 4,319 |

（注１）対象役員は、理事14名、監事４名です。（期中に退任した者を含む。）

（注２）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

⑶　対象役員の報酬等の決定等について

①　役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定しています。

②　役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## ２．職　　員　　等

⑴　対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和４年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注１）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注２）「同等額」は、令和４年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注３）令和４年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

## ３．そ　　の　　他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【ＪＡの概要】

# １．機　　構　　図

（令和５年７月末現在）

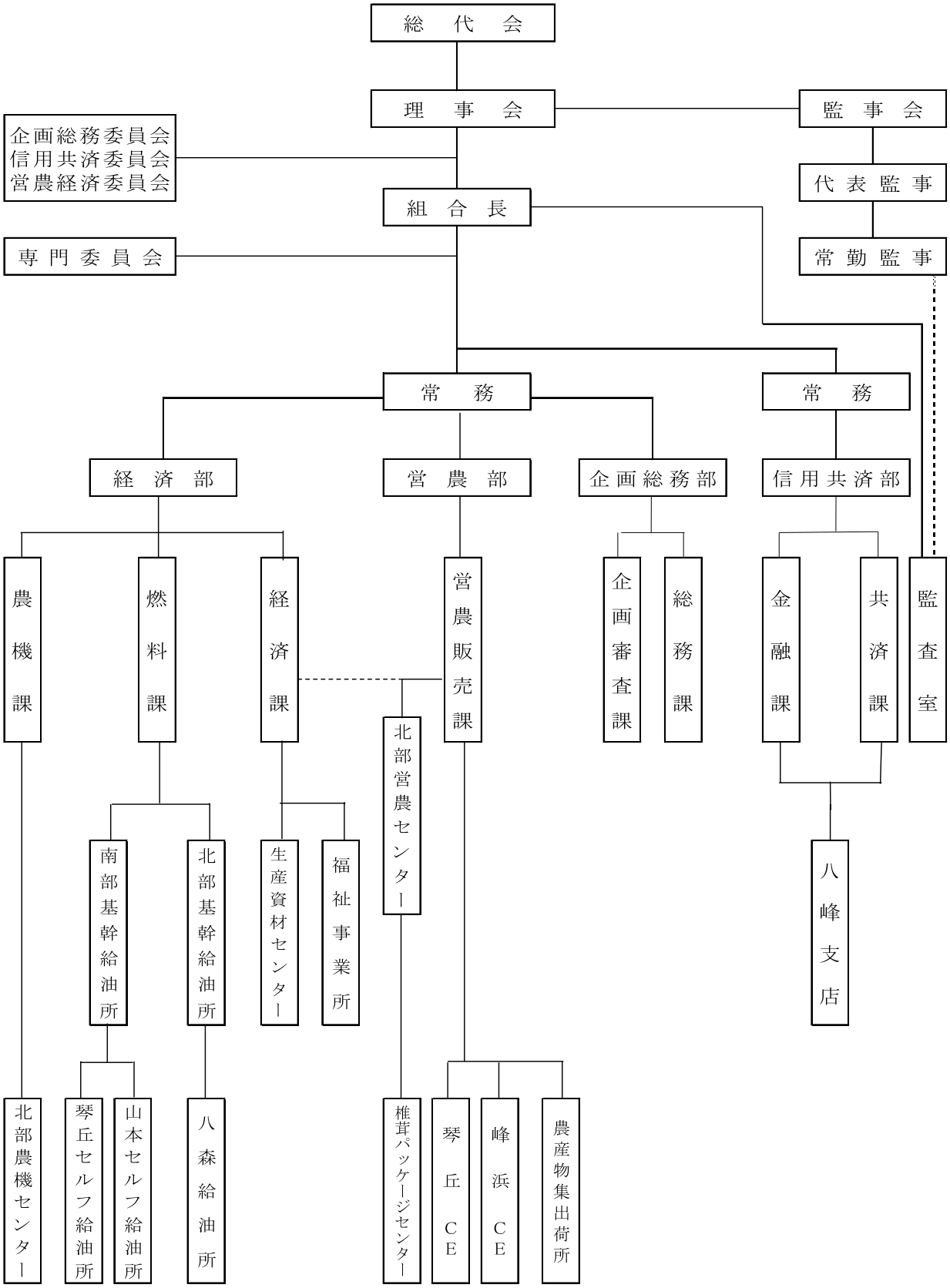

## ２．役員構成（役員一覧）

（令和５年７月末現在）

| 役　員 | 氏　名 | 代表権 | 役　員 | 氏　名 | 代表権 |
|---|---|---|---|---|---|
| 代表理事組合長 | 竹　内　孝　一 | 有 | 理　事 | 金　子　誠　孝 | 無 |
| 代表理事常務 | 田　森　浩　之 | 有 | 理　事 | 国　塚　厚　子 | 無 |
| 代表理事常務 | 大　鐘　和　弘 | 有 | 理　事 | 佐々木　亨 | 無 |
| 理　事 | 榮　田　全　稔 | 無 | 理　事 | 三　浦　英　樹 | 無 |
| 理　事 | 亀　田　琢　哉 | 無 | 理　事 | 工　藤　司 | 無 |
| 理　事 | 小　沢　重　博 | 無 | 代表監事 | 佐々木　敬 | 無 |
| 理　事 | 近　藤　幸　生 | 無 | 常勤監事 | 平　澤　卓　也 | 無 |
| 理　事 | 杉　沢　千　春 | 無 | 監　事 | 岩　谷　正　一 | 無 |
| 理　事 | 佐　藤　嘉　秀 | 無 | 員外監事 | 國　柄　進　一 | 無 |

## ３．会計監査人の名称

みのり監査法人（令和５年７月現在）

所在地　〒108－0014東京都港区芝５－29－11　Ｇ－ＢＡＳＥ田町14階

## ４．組　合　員　数

（単位：人、団体）

| 区　分 | 令和４年度 | 令和３年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 正組合員 | 3,828 | 3,952 | △ 124 |
| 個人 | 3,799 | 3,924 | △ 125 |
| 農事組合法人 | 29 | 28 | 1 |
| 准組合員 | 3,431 | 3,435 | △ 4 |
| 個人 | 3,310 | 3,312 | △ 2 |
| その他の団体 | 121 | 123 | △ 2 |
| 合計 | 7,259 | 7,387 | △ 128 |

## ５．組合員組織の状況

（単位：人）

| 組織名 | 構成員数 | 組織名 | 構成員数 |
|---|---|---|---|
| 青年部 | 41 | ミニトマト部会 | 42 |
| 女性部 | 532 | 枝豆部会 | 25 |
| 稲作部会 | 232 | みょうが部会 | 94 |
| 花き部会 | 10 | たばこ部会 | 9 |
| アスパラ部会 | 9 | ネギ部会 | 67 |
| メロン部会 | 53 | じゅんさい部会 | 88 |
| キャベツ部会 | 12 | 畜産部会 | 6 |
| 加工キャベツ部会 | 5 | きのこ部会 | 19 |
| トマト部会 | 16 | 野菜果樹部会 | 70 |

## ６．特定信用事業代理業者の状況

| 区分 | 氏名又は名称（商号） | 主たる事務所の所在地 | 代理業を営む営業者又は事業所の所在地 |
|---|---|---|---|
| 特定信用事業代理業者 | | | |

## ７．地区一覧

三種町
八峰町

## ８．沿革・あゆみ

| | |
|---|---|
| 平成10年12月 | 八森町農業協同組合、峰浜村農業協同組合、八竜町農業協同組合、山本町農業協同組合、琴丘町農業協同組合の合併認可 |
| 平成11年１月 | 秋田やまもと農業協同組合設立 |
| 平成11年４月 | 女性部設立総会 |
| 平成11年４月 | 青年部設立総会 |
| 平成11年５月 | 役員選挙（理事19名、監事５名の改選） |
| 平成11年６月 | 第１回通常総代会（平成10年度事業報告外） |
| 平成11年11月 | カントリーエレベーター色彩選別機導入 |
| 平成12年３月 | 臨時総代会（平成12年度事業計画の設定外） |
| 平成12年４月 | 介護事業ヘルパーステーション開所式 |
| 平成12年６月 | 第２回通常総代会（平成11年度事業報告外） |
| 平成12年６月 | 花卉部会設立総会 |
| 平成12年10月 | ＪＡ全国大会<br>峰浜地区役員補欠選挙告示、定数内にて無投票当選<br>八竜基幹支店改築 |
| 平成13年３月 | 臨時総代会（中期３カ年計画の設定外） |
| 平成13年６月 | 第３回通常総代会（平成12年度事業報告外） |
| 平成13年10月 | 八森町高齢者憩の家開所式並びに生きがい活動支援通所事業開始 |
| 平成14年１月 | ＪＡあきた白神と合同ねぎ生産委員会（設立委員会） |

| | |
|---|---|
| 平成14年３月 | 臨時総代会（平成14年度事業計画の設定外） |
| 平成14年５月 | 役員選挙（理事16名、監事５名の改選） |
| 平成14年６月 | 第４回通常総代会（平成13年度事業報告外） |
| 平成14年９月 | 琴丘カントリー　トラックスケール導入 |
| 平成14年11月 | 臨時総代会（定款の一部変更外） |
| 平成15年３月 | 臨時総代会（平成15年度事業計画外） |
| 平成15年６月 | 第５回通常総代会（平成14年度事業報告外） |
| 平成15年６月 | ＪＡ秋田やまもとファンの集い開催 |
| 平成15年７月 | 支店および施設の統廃合 |
| 平成15年10月 | ＪＡ営農サポートシステム稼動 |
| 平成16年３月 | 臨時総代会（平成16年度事業計画外） |
| 平成16年６月 | 第６回通常総代会（平成15年度事業報告外） |
| 平成17年１月 | 臨時総代会（共済規程の変更） |
| 平成17年２月 | スローフード拡大会議開催 |
| 平成17年３月 | 臨時総代会（役員の選出方法を選挙制度から選任制へ移行することに伴う定款の一部変更、常勤監事の設置、役員の定年制外） |
| 平成17年３月 | Ａコープ店舗の廃止 |
| 平成17年６月 | 第７回通常総代会（平成16年度事業報告、役員の選任外） |
| 平成17年12月 | 北部農機センター増改築 |
| 平成17年12月 | 総合営農生活センター完成 |
| 平成18年２月 | 地産地消フォーラム2006で農林水産大臣賞受賞 |
| 平成18年３月 | 臨時総代会（町村の廃置分合に伴う定款の一部変更外） |
| 平成18年６月 | 第８回通常総代会（平成17年度事業報告及び剰余金処分案承認外） |
| 平成18年７月 | 琴丘セルフスタンド完成 |
| 平成18年11月 | 山本葬祭センターホール「クオーレ」オープン |
| 平成19年３月 | ＪＡンビニＡＮＮ．ＡＮ竣工オープン |
| 平成19年３月 | 臨時総代会（定款の一部変更外） |
| 平成19年６月 | 第９回通常総代会（平成18年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |
| 平成19年９月 | 琴丘４号カントリー竣工式 |
| 平成19年９月 | ふれあい仕出しセンター竣工式 |
| 平成20年３月 | 臨時総代会（平成20年度事業計画外） |
| 平成20年６月 | 第10回通常総代会（平成19年度事業報告、役員の選任外） |
| 平成20年９月 | 秋田県農林水産大賞受賞 |
| 平成20年12月 | 合併10周年記念「天童よしみ歌謡ショー」 |
| 平成21年２月 | 合併10周年記念式典 |
| 平成21年３月 | 臨時総代会（平成21年度事業計画外） |
| 平成21年６月 | 第11回通常総代会（平成20年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |
| 平成22年３月 | 臨時総代会（平成22年度事業計画外） |
| 平成22年３月 | 鵜川大豆センター増築工事・山本給油所新築工事竣工式 |
| 平成22年６月 | 第12回通常総代会（平成21年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |
| 平成23年３月 | 臨時総代会（平成23年度事業計画外） |
| 平成23年６月 | 第13回通常総代会（平成22年度事業報告、役員の選任外） |
| 平成23年12月 | 南部地区資材センター集約 |
| 平成24年３月 | 支店統廃合 |
| 平成24年３月 | 臨時総代会（平成24年度事業計画外） |
| 平成24年４月 | 野菜集出荷施設竣工式 |
| 平成24年４月 | 「クオーレみたね」竣工式 |
| 平成24年６月 | 第14回通常総代会（平成23年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |
| 平成25年３月 | 臨時総代会（平成25年度事業計画外） |
| 平成25年６月 | 第15回通常総代会（平成24年度事業報告及び損失処分案の承認外） |
| 平成26年３月 | 臨時総代会（平成26年度事業計画外） |
| 平成26年６月 | 第16回通常総代会（平成25年度事業報告、役員の選任外） |
| 平成27年３月 | 臨時総代会（平成27年度事業計画外） |
| 平成27年６月 | 第17回通常総代会（平成26年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |

| | |
|---|---|
| 平成28年３月 | 臨時総代会（平成27年度事業計画外） |
| 平成28年６月 | 第18回通常総代会（平成27年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |
| 平成28年12月 | 八竜セルフＳＳ竣工式 |
| 平成29年１月 | 峰浜しいたけパッケージセンター竣工式 |
| 平成29年３月 | 臨時総代会（平成29年度事業計画外） |
| 平成29年４月 | 山本地区ＪＡ合併推進協議会設立会 |
| 平成29年６月 | 第19回通常総代会（平成28年度事業報告、役員の選任外） |
| 平成29年７月 | 琴丘ＣＥ起工式 |
| 平成30年３月 | 臨時総代会（平成30年度事業計画外）、ＪＡンビニ11周年祭 |
| 平成30年４月 | 第20回通常総代会（平成29年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |
| 平成30年９月 | 合併20周年記念　四国旅行 |
| 平成30年12月 | 合併20周年記念「藤あや子歌謡ショー」 |
| 平成31年１月 | 合併20周年記念　マレーシア旅行 |
| 平成31年３月 | 臨時総代会（平成31年度事業計画外） |
| 令和元年６月 | 第21回通常総代会（平成30年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |
| 令和２年３月 | 臨時総代会（令和元年度事業計画外） |
| 令和２年６月 | 第22回通常総代会（令和元年度事業報告、役員の選任外） |
| 令和３年３月 | 臨時総代会（令和３年度事業計画外） |
| 令和３年６月 | 第23回通常総代会（令和２年度事業報告及び剰余金処分案の承認外） |
| 令和４年１月 | 八竜・山本支店（本店へ）統廃合 |
| 令和４年３月 | 臨時総代会（令和４年度事業計画外） |
| 令和４年４月 | 無料職業紹介所開所 |
| 令和４年４月 | ＪＡンビニ店舗閉店 |
| 令和４年６月 | 第24回通常総代会（令和３年度事業報告、理事の補欠選任外） |
| 令和５年３月 | 臨時総代会（令和５年度事業計画外） |
| 令和５年６月 | 第25回通常総代会（令和４年度事業報告、役員の選任外） |

## ９．店舗等のご案内

（令和５年７月現在）

| 店舗及び事務所名 | 住所 | 電話番号 | ＡＴＭ設置状況 |
|---|---|---|---|
| 本店 | 秋田県山本郡三種町鹿渡字町後270 | 87－4602 | ＡＴＭ１台 |
| 八峰支店 | 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根65－１ | 76－3151 | ＡＴＭ１台 |

（ＡＴＭのみ設置）

| 店舗及び事務所名 | 住所 | ＡＴＭ設置状況 |
|---|---|---|
| 東八森診療所前 | 秋田県山本郡八峰町八森字中家後１－１ | ＡＴＭ　１台 |
| 浜田ＡＴＭ | 秋田県山本郡三種町浜田字堤下８ | ＡＴＭ　１台 |
| 八竜プラザ | 秋田県山本郡三種町鵜川字西鵜川11－４ | ＡＴＭ　１台 |
| 三種町役場山本地域拠点センター前 | 秋田県山本郡三種町森岳字町尻20－２ | ＡＴＭ　１台 |

# ＜組合単体開示項目　農業協同組合施行規則第204条関係＞


| 開　示　項　目 | ページ |
|---|---|
| **●概況及び組織に関する事項** | |
| ○業務の運営の組織 | 80 |
| ○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 | 81 |
| ○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称 | 81 |
| ○事務所の名称及び所在地 | 84 |
| ○特定信用事業代理業者に関する事項 | 82 |
| **●主要な業務の内容** | |
| ○主要な業務の内容 | 18～23 |
| **●主要な業務に関する事項** | |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | ５～９ |
| ○直近の５事業年度における主要な業務の状況 | |
| ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） | 49 |
| ・経常利益又は経常損失 | 49 |
| ・当期剰余金又は当期損失金 | 49 |
| ・出資金及び出資口数 | 49 |
| ・純資産額 | 49 |
| ・総資産額 | 49 |
| ・貯金等残高 | 49 |
| ・貸出金残高 | 49 |
| ・有価証券残高 | 49 |
| ・単体自己資本比率 | 49 |
| ・剰余金の配当の金額 | 49 |
| ・職員数 | 49 |
| ○直近の２事業年度における事業の状況 | |
| ◇主要な業務の状況を示す指標 | |
| ・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。） | 50 |
| ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 | 50 |
| ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや | 50 |
| ・受取利息及び支払利息の増減 | 50 |
| ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 | 63 |
| ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 | 63 |
| ◇貯金に関する指標 | |
| ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 | 51 |
| ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 | 51 |
| ◇貸出金等に関する指標 | |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | 51 |
| ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | 51 |
| ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 | 52 |
| ・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 | 52 |
| ・主要な農業関係の貸出実績 | 53 |
| ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 | 52 |
| ・貯貸率の期末値及び期中平均値 | 63 |
| ◇有価証券に関する指標 | |
| ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 | 56 |
| ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 | 56 |
| ・有価証券の種類別の平均残高 | 55 |
| ・貯証率の期末値及び期中平均値 | 63 |
| **●業務の運営に関する事項** | |
| ○リスク管理の体制 | 12～13 |
| ○法令遵守の体制 | 13～14 |
| ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 10～11 |
| ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 15 |
| **●組合の直近の２事業年度における財産の状況** | |
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | 24～25，44～45 |
| ○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 54 |
| ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | |
| ・危険債権 | |
| ・三月以上延滞債権 | |
| ・貸出条件緩和債権 | |
| ・正常債権 | |
| ○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額 | 54 |
| ○自己資本の充実の状況 | 64～65 |
| ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | |
| ・有価証券 | 56～57 |
| ・金銭の信託 | 57 |
| ・デリバティブ取引 | 57 |
| ・金融等デリバティブ取引 | 57 |
| ・有価証券店頭デリバティブ取引 | 57 |
| ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 55 |
| ○貸出金償却の額 | 55 |
| ○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の２第３項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 | 48 |

# ＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

| 開　示　項　目 | ページ |
|---|---|
| ●単体における事業年度の開示事項 | |
| ○自己資本の構成に関する開示事項 | 64～65 |
| ○定性的開示事項 | |
| ・自己資本調達手段の概要 | 17 |
| ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 17 |
| ・信用リスクに関する事項 | 12,68~71 |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 12,72~73 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 73 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 73 |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項 | 13 |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 74～75 |
| ・金利リスクに関する事項 | 76～77 |

| 開　示　項　目 | ページ |
|---|---|
| ○定量的開示事項 | |
| ・自己資本の充実度に関する事項 | 66～67 |
| ・信用リスクに関する事項 | 12,68~71 |
| ・信用リスク削減手法に関する事項 | 12,72~73 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 73 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 73 |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 | 74～75 |
| ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 | 68～75 |
| ・金利リスクに関する事項 | 76～77 |

あふれる緑
大地と共に
輝く未来

Ｊ　Ａ　秋　田　や　ま　も　と

本　店／秋田県山本郡三種町鹿渡字町後270番地

ＴＥＬ／0185(87)4600(代)　ＦＡＸ／0185(87)4200

ホームページ　http://ja-a-yamamoto.jp/

本誌は農協法第54条の３に基づいて作成したディスクロージャー（情報開示）資料です。

（発行：令和５年８月）